

令和6年11月18日
教育委員会事務局

学校・教育委員会が実践する教育の質を高める
働き方改革推進プラン（素案）について

1 主旨

学校現場において教員不足が続く中、授業だけでなく、その準備や様々な校務、さらには保護者への対応など教員が関わる業務は多岐に渡ることから、正規の勤務時間を超えて勤務することが常態化しており、これまでの取組みも踏まえ、更にこうした状況を改善していくことが求められている。教員の採用倍率も低くなっている中、次の世代を担う子どもたちの教育の充実を図るには、このような環境を変革させ、学校現場をより働きやすい環境にしていくことで、教育現場を担う若者たちへ教員という職の魅力や働きがいを訴求する新たな環境づくりを実現するとともに、ひいては、それが教育の質の向上及び持続可能な学校運営につながるようしていく必要がある。

こうした状況を受け、教育委員会として「学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン」を策定し、教員がその専門性を十分に發揮し、授業準備や子どもと向き合うための時間を確保できるようにするために、学校・教育委員会双方で具体的な取組みを定めることとした。

この度、プランの素案を取りまとめたので報告する。

2 プラン素案

別紙「学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン（素案）」のとおり

- (1) 教員の働き方の背景
- (2) プランの策定
- (3) プラン策定の基本的な考え方
- (4) 緊急対策プラン
- (5) プランの目標
- (6) プランの推進体制
- (7) 今後の進め方

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年 2月 文教常任委員会報告（案）

3月 プラン策定

学校・教育委員会が 実践する教育の質を高める 働き方改革推進プラン（素案）

目次

1 教員の働き方の背景	3
2 プランの策定	20
3 プラン策定の基本的な考え方	27
4 緊急対策プラン	37
5 プランの目標	47
6 プランの推進体制	52
7 今後の進め方	54

1 教員の働き方の背景

(1) 国・東京都の動向

- ▶ 平成29年度の勤務実態調査を起点に、学校における働き方改革について様々な取組が進められてきたが、令和4年度の同調査で改めて課題が明らかになったことを受け、令和6年度に中央教育審議会・文部科学省・東京都それぞれから、改めて学校における働き方改革に係る方針が打ち出された。

国の動向

勤務実態調査により、時間外勤務が小学校で月約59時間、中学校で月約81時間程度と、教員の厳しい勤務実態が明らかに

H29(2017)

文部科学省「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」策定
「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月18日付通知）

H31(2019)

教員勤務実態調査により、働き方改革の取組みの進捗が見られる一方で、依然として時間外在校等時間が長い教員も多いという実態・全国的な教員不足やメンタルヘルス対策が喫緊の課題であることが明らかに

R4(2022)

中央教育審議会「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和6年8月）取りまとめ

文部科学省「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を踏まえた取組の徹底等について（通知）」（令和6年9月通知）

R6(2024)

都内の動向

東京都「学校における働き方改革推進プラン」（平成30年2月策定）

H30(2018)

各教育委員会及び各学校等において、様々な取組みを推進

R6(2024)

東京都「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」（令和6年3月）策定

1 教員の働き方の背景

(1) 国・東京都の動向

- ▶ 令和6年度に打ち出された中央教育審議会・文部科学省・東京都の方針におけるポイントは以下の通り。

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）（令和6年8月）

- 教員を取り巻く環境整備の最終的な目的を、学校教育の質の向上を通じた、「全ての子供たちへのよりよい教育の実現」と位置付けている。その上で、①学校における働き方改革の更なる加速化、②教師の待遇改善、③学校の指導・運営体制の充実を一体的・総合的に推進する必要があることが提言されており、それについて、国、教育委員会、学校等の各主体が取り組むべき方策が具体的に示された。
- また、教員を取り巻く環境整備に向けて、①国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体が自分事としてその権限と責任に基づき主体的に取り組むこと②保護者や地域住民、企業など、社会全体が一丸となって上記の課題に対応していくことが極めて重要であると示された。

国の方針

文部科学省「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を踏まえた取組の徹底等について（通知）（令和6年9月通知）

- 「ただちに各教育委員会及び各学校等において取り組むことが可能であり、かつ改めて取組の徹底が必要な方策等」について、学校や地域、教職員や児童生徒等の実情を踏まえた取組みの推進が求められている。

都の方針

東京都「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」（令和6年3月）

- 東京都教育委員会は、教員が健康で生き生きと子供たちと向き合うことができるよう、令和8年度までを期間とし、9つの成果指標及び目標値を設定して、集中的に取り組んでいくこととした。

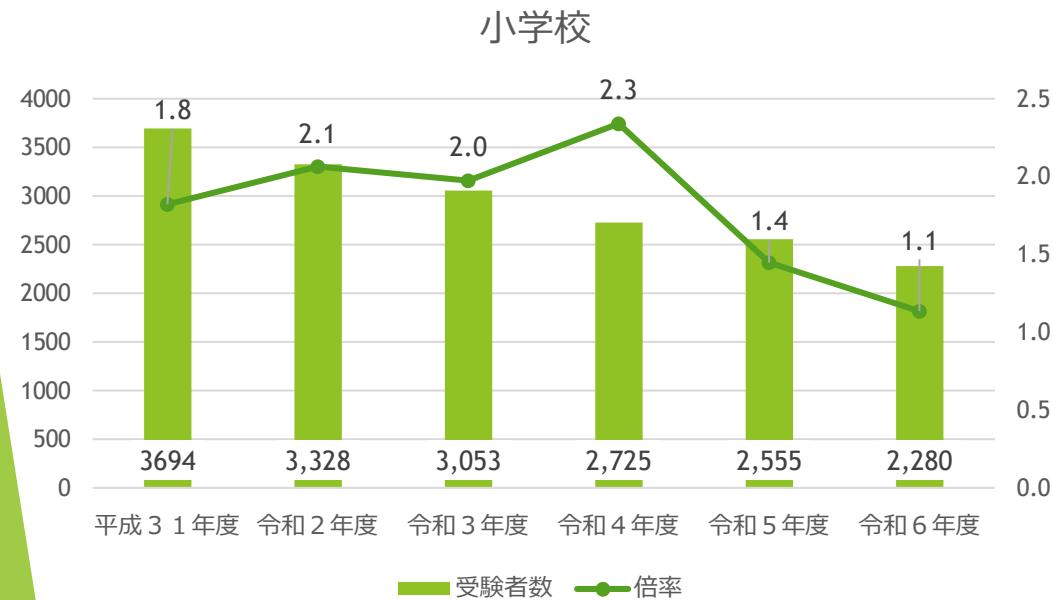
1 教員の働き方の背景

(2) 世田谷区の状況

①学校現場の状況

○教員採用候補者選考の状況

- ▶ 受験者数については、小学校は一貫して減少傾向にある。
中学校は令和6年度は若干持ち直したものの、依然として少ない状況にある。
- ▶ 受験倍率については小・中学校ともに2年連続で減少傾向にあり、特に小学校の倍率の低さが深刻な状況となっている。



※倍率は「受験者数/名簿登載者数」

出典：東京都教育委員会ホームページ「東京都の教育行政基礎データ」より

1 教員の働き方の背景

(2) 世田谷区の状況

①学校現場の状況

○教員定数と新規採用教員数の推移

- ▶ 教員定数は小学校の35人学級の拡大等により増加傾向にある。
採用教員数は直近2年間は増加傾向にある。
- ▶ 教員定数に対する「直近6年間における新規採用教員数の割合」は全体で34.5%
(令和6年度)となっており、**教員の若年化の傾向がうかがえる。**

①教員定数の推移

	平成31年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
区全体	2,227	2,307	2,349	2,360	2,399	2,425
小学校	1,609	1,671	1,703	1,699	1,726	1,759
中学校	618	636	646	661	673	666

※校長、副校長、養護、栄養教諭を除く

A
B
C

②新規採用教員数の推移

	平成31年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年間合計
区全体	155	171	134	91	115	171	837
小学校	117	109	89	61	70	124	570
中学校	38	62	45	30	45	47	267

教員定数に対する
「直近6年間において
新規に採用した
教員の合計数」の割合
34.5% (D/A)
32.4% (E/B)
40.1% (F/C)

1 教員の働き方の背景

(2) 世田谷区の状況

①学校現場の状況

○教員の欠員状況とその対応について

- ▶ **小学校では直近2年間は欠員数が増加傾向**にある。
- ▶ 欠員が生じた場合、**専科教員を担任に変更することで対応するケースが最も多い。**専科がなくなることで、**一人の週当たりの担当教科数、持ち授業数は増加し、授業準備の労力も増加**する。
- ▶ また、手が空いている教員がないため、子どもの病気等、やむを得ない休みも取りづらい雰囲気になっているという報告もある。

③小学校の教員定数と欠員数

年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度
教員定数	1,703	1,699	1,726	1,759
欠員数	2	4	11	13

④中学校の教員定数と欠員数

年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度
教員定数	646	661	673	666
欠員数	1	3	4	2

※③④いずれも教員定数は校長、副校長、養護、栄養教諭を除く。欠員数は各年度4月時点(R6は5/21時点)。

1 教員の働き方の背景

(2) 世田谷区の状況

①学校現場の状況

- ▶ 病気休暇取得者数と退職者数の合計は過去3年間の平均で90名を超えており、教員の若年化に伴い増加する一方で、東京都の代替制度では多くの学校において代替教員が見つからず、困難な状況にある。
- ▶ **こうした欠員分は他の教員が追加で授業を担当**する対応をとり、日々の学校運営を行っている。**場合によっては校長・副校長が日常的に授業を受け持ち、学校経営に影響が出ている**ケースも見られる。

(参考) 病気休暇取得者・退職者数(定年・勧奨退職を除く)の状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
病気休暇取得者	区全体	36	31	38
	小学校	30	24	31
	中学校	6	7	7
退職者	区全体	65	44	70
	小学校	50	33	51
	中学校	15	11	19

1 教員の働き方の背景

(2) 世田谷区の状況

①学校現場の状況

▶ 令和5年度世田谷区立小・中学校の教育職員に係る時間外在校等時間の状況

学校種	職	一月当たり平均時間	一月当たり時間外在校等時間の状況			年間360時間以内の教員の割合
			45時間以内の教員の割合	45時間を超え80時間以内の教員の割合	80時間を超える教員の割合	
小学校	全体	40時間07分 △1時間24分	59.2% +2.6ポイント	35.4% △0.6ポイント	5.4% △2.0ポイント	30.7% +2.4ポイント
	校長	35時間03分 △43分	74.4% +0.6ポイント	23.4% +0.6ポイント	2.2% △1.2ポイント	37.7% +6.6ポイント
	副校長	60時間52分 +1時間09分	27.2% △1.2ポイント	49.1% △0.1ポイント	23.7% +1.3ポイント	2.9% △4.7ポイント
	教諭等	39時間28分 △1時間34分	59.9% +2.8ポイント	35.3% △0.7ポイント	4.8% △2.1ポイント	31.6% +2.6ポイント
中学校	全体	45時間28分 △26分	52.5% +0.6ポイント	36.0% +0.3ポイント	11.5% △0.9ポイント	25.5% △0.9ポイント
	校長	30時間58分 △12分	84.8% +4.9ポイント	14.9% △4.3ポイント	0.3% △0.6ポイント	48.3% ±0ポイント
	副校長	58時間25分 △30分	30.6% △2.2ポイント	48.6% +1.1ポイント	20.8% +1.1ポイント	6.7% ±0ポイント
	教諭等	45時間30分 △27分	52.1% +0.5ポイント	36.3% +0.5ポイント	11.6% △1.0ポイント	25.3% △1.0ポイント

(参考)

「時間外在校等時間」の上限(世田谷区立学校管理運営規則 第39条関係)
一月当たり45時間以内、年間360時間以内とする。

- ▶ 令和4年度と比較すると、「**一月あたりの時間外在校等時間の平均時間**」は小・中学校ともに校長・教諭等は減少(改善)しているものの、小学校の副校長は増加(悪化)している。
- ▶ また、「**年間360時間以内の教員の割合**」について、小学校は全体的には増加(改善)しているが、副校長は減少(悪化)している。中学校では全体的にわずかな減少(悪化)傾向にある。
- ▶ 全体の傾向としては、依然として教員の負担軽減や働き方改革に引き続き取り組む必要がある状況となっている。

※下段は令和4年度との比較

1 教員の働き方の背景

(2) 世田谷区の状況

②教員アンケートの実施

- ▶ 令和5年12月から令和6年1月にかけて区立小・中学校の教員を対象に、働き方や意識等を把握する「学校の働き方改革に関する教員アンケート」を実施し、現状把握を行った。

① 調査対象

小・中学校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、主幹養護教諭、主任養護教諭、養護教諭、栄養教諭（再任用フルタイム勤務を含む。）約2,400人

② 回答期間 令和5年12月22日(金)～令和6年1月12日(金)

③ 実施方法 アンケートフォームによる無記名式で実施

④ 主なアンケート項目

- ・属性に関する質問
- ・これまでの働き方改革に関する教育委員会の取組についての質問
- ・令和5年1月～12月までの1年間の勤務状況についての質問
- ・勤務上の悩みについての質問
- ・学校の働き方改革に関する質問

⑤ 回答総数 **1,568件** (回答率**65.4%**)

1 教員の働き方の背景

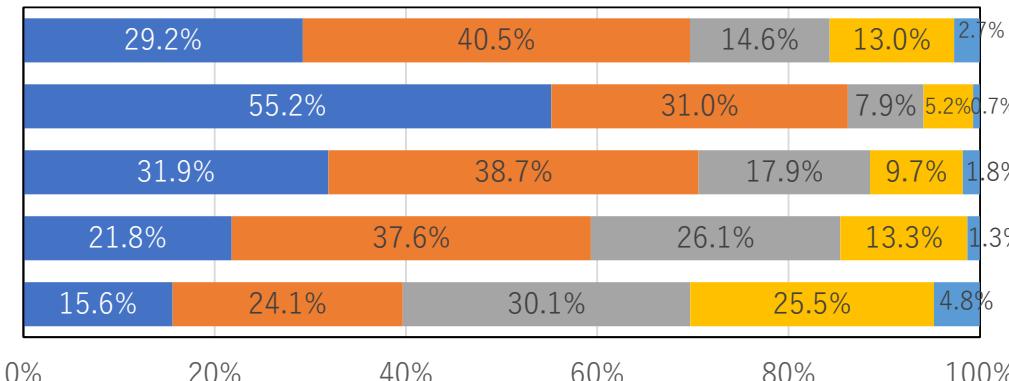
(2) ②教員アンケート：勤務上の悩みについて

○児童生徒や保護者対応について

- ▶ 小・中ともに**支援が必要な児童・生徒への対応や、児童・生徒に向き合う時間の確保に悩んでいる教員が多くなっている。**

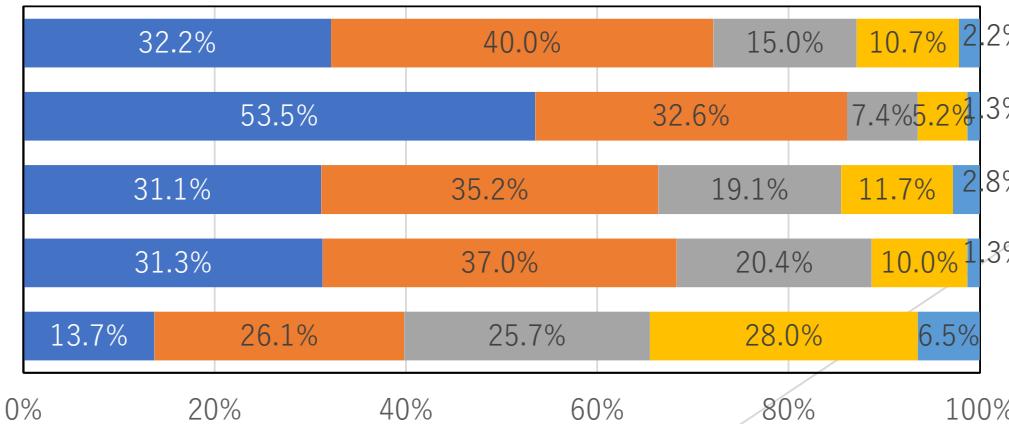
【小学校】

- 児童生徒の悩みや相談に対応する時間が十分に取れない
 支援が必要な児童生徒への対応が難しい
 児童生徒間の学力差が大きく授業がしにくい
 学習した内容が定着していない児童生徒が多い
 保護者対応に自信が持てない



【中学校】

- 児童生徒の悩みや相談に対応する時間が十分に取れない
 支援が必要な児童生徒への対応が難しい
 児童生徒間の学力差が大きく授業がしにくい
 学習した内容が定着していない児童生徒が多い
 保護者対応に自信が持てない



■とてもそう思う

■どちらかといえば、そう思う

■どちらとも言えない

■あまり、そう思わない

■そう思わない

1 教員の働き方の背景

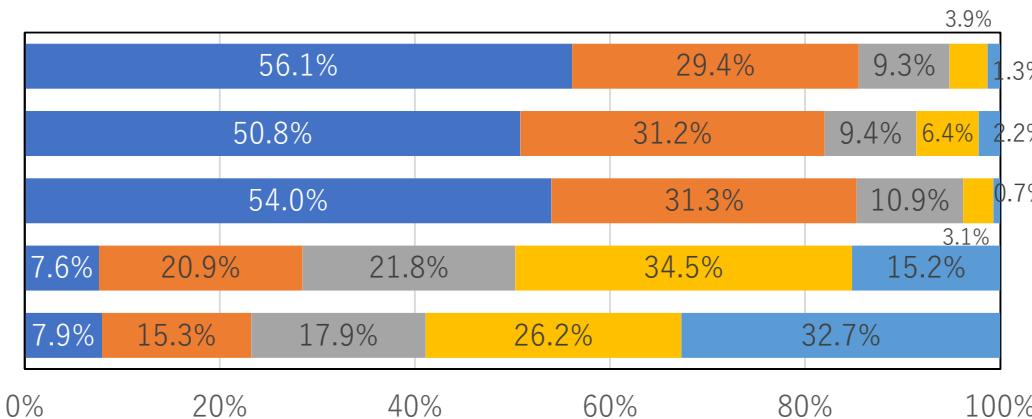
(2) ②教員アンケート：勤務上の悩みについて

○授業や指導について

- ▶ 小・中ともに事務処理等が多く、授業準備や教材研究、自らを高めるための時間を確保できていない教員が多くなっている。

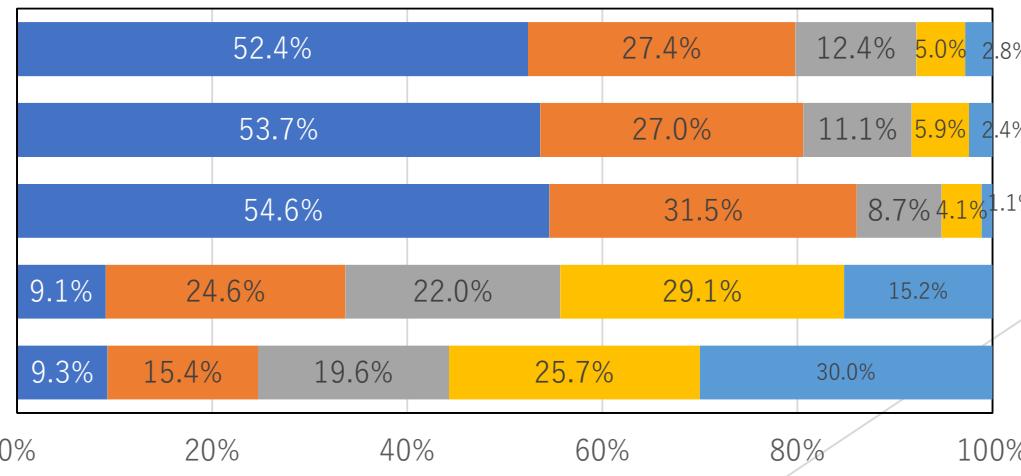
【小学校】

- 授業準備や教材研究の時間が十分に取れない。
 授業や指導に追われ、自らを見つめ直す時間が十分に取れない。
 児童生徒への指導と直接関係ないと思われる事務処理が多い。
 児童生徒自らがタブレットを活用する授業を行うことが難しい。
 弁護士や産業医等の専門家に相談したいと思うことがある。



【中学校】

- 授業準備や教材研究の時間が十分に取れない。
 授業や指導に追われ、自らを見つめ直す時間が十分に取れない。
 児童生徒への指導と直接関係ないと思われる事務処理が多い。
 児童生徒自らがタブレットを活用する授業を行うことが難しい。
 弁護士や産業医等の専門家に相談したいと思うことがある。



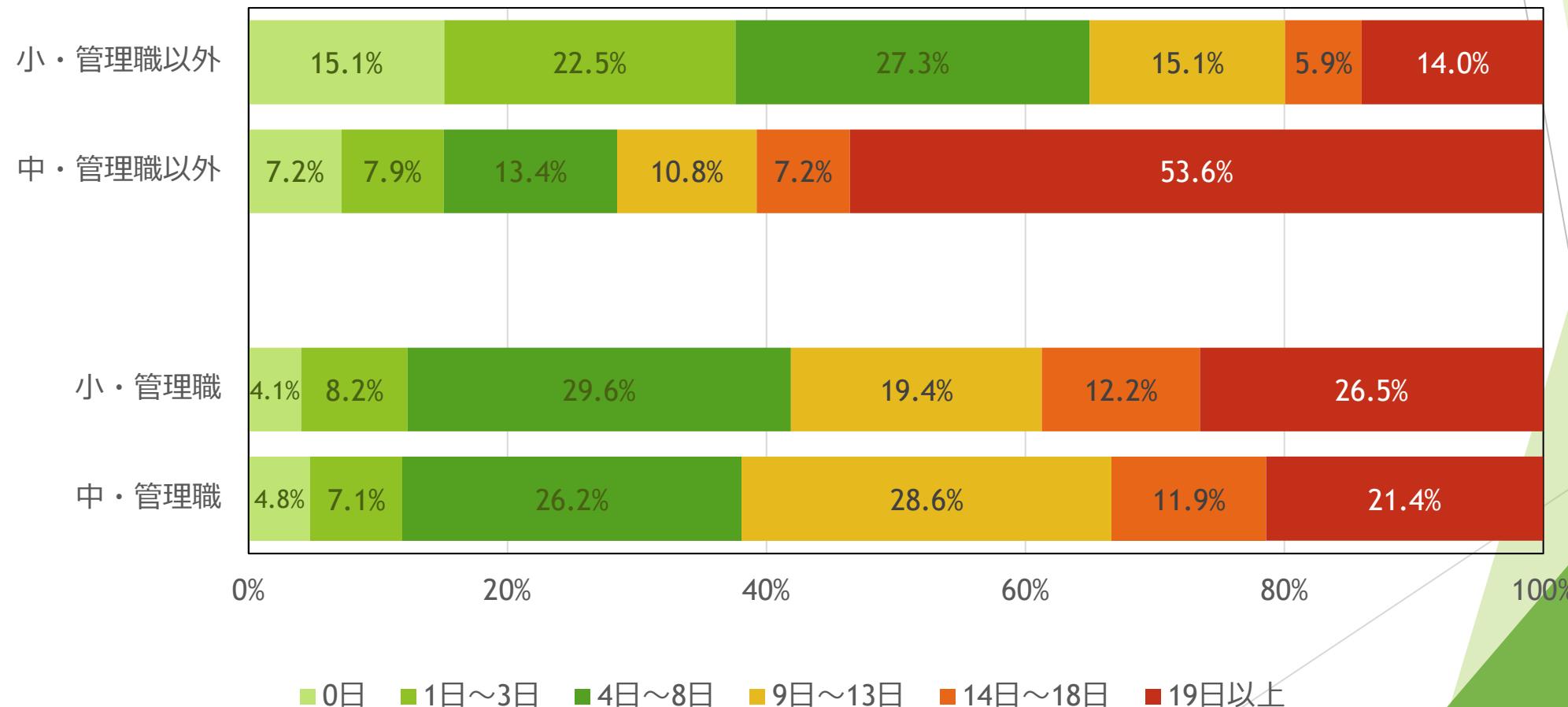
■とてもそう思う ■どちらかといえば、そう思う ■どちらとも言えない ■あまり、そう思わない ■そう思わない

1 教員の働き方の背景

(2) ②教員アンケート：勤務上の悩みについて

○週休日又は休日に出勤した日数について

- ▶ 中学校では19日以上出勤した教員（管理職以外）が半数を超えており、特に負担が大きくなっている。

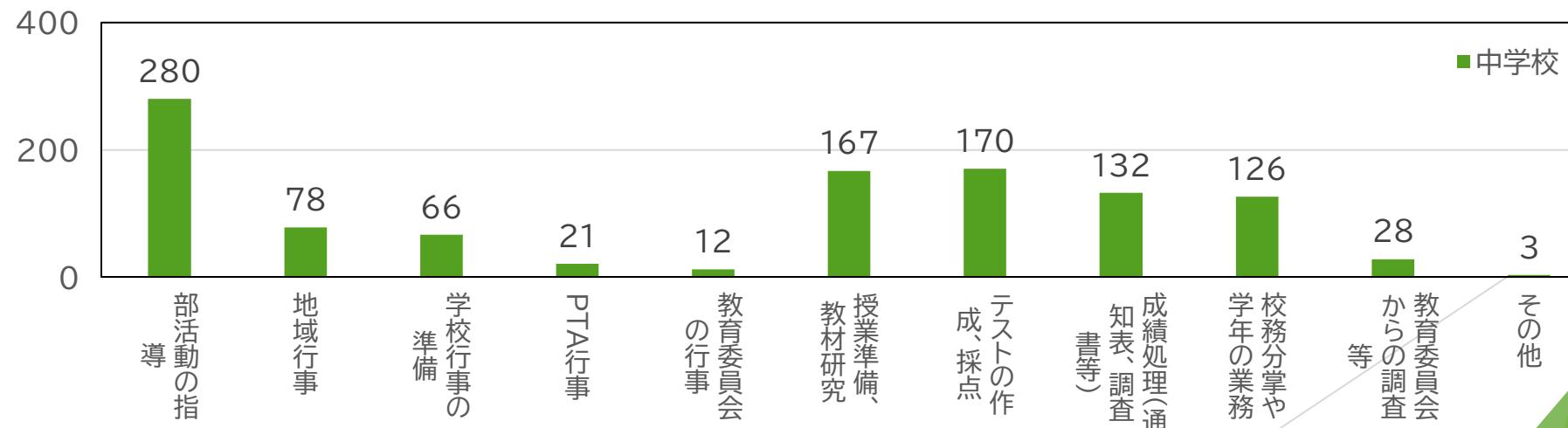
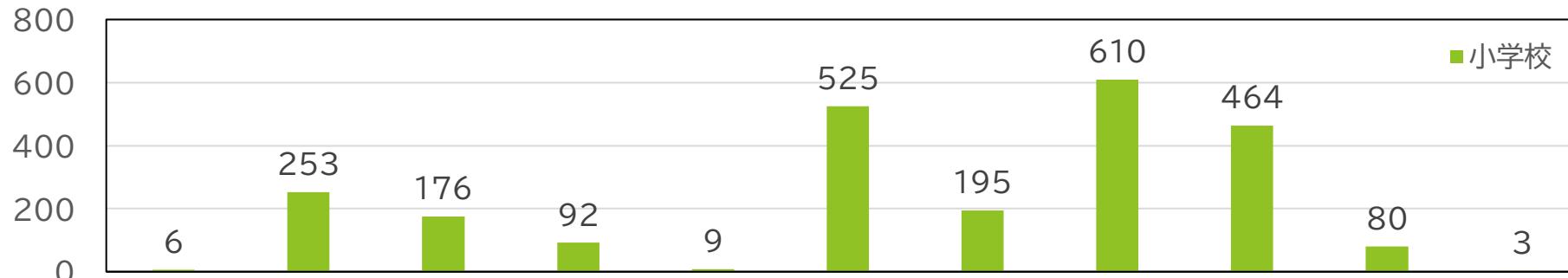


1 教員の働き方の背景

(2) ②教員アンケート：勤務上の悩みについて

○週休日又は休日に出勤して従事した業務について

▶ 中学校では部活動の指導を行った教員が多く、その他、小・中ともに成績処理や授業準備・教材研究、テスト作成・採点等の本来事務に加え、校務分掌が行われている。



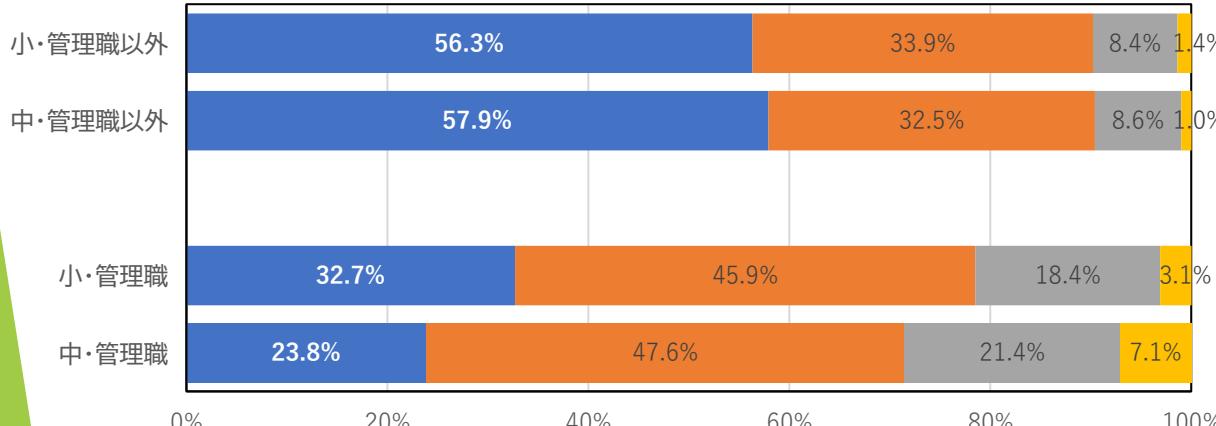
1 教員の働き方の背景

(2) ②教員アンケート：勤務上の悩みについて

○多忙感や負担感について

- ▶ 日頃の業務において「いつも多忙感や負担感を感じている」管理職とそれ以外の教員の割合に差異が生じており、感じ方に違いがあることが分かった（下図参照）。
- ▶ 多忙感や負担感の内訳として、「成績処理（通知表、調査書等）」、「保護者対応」、「学校行事の準備」、「校務分掌や学年の事務」などの業務を回答している教員が多い（右図参照）。

日頃感じる「多忙感」や「負担感」について



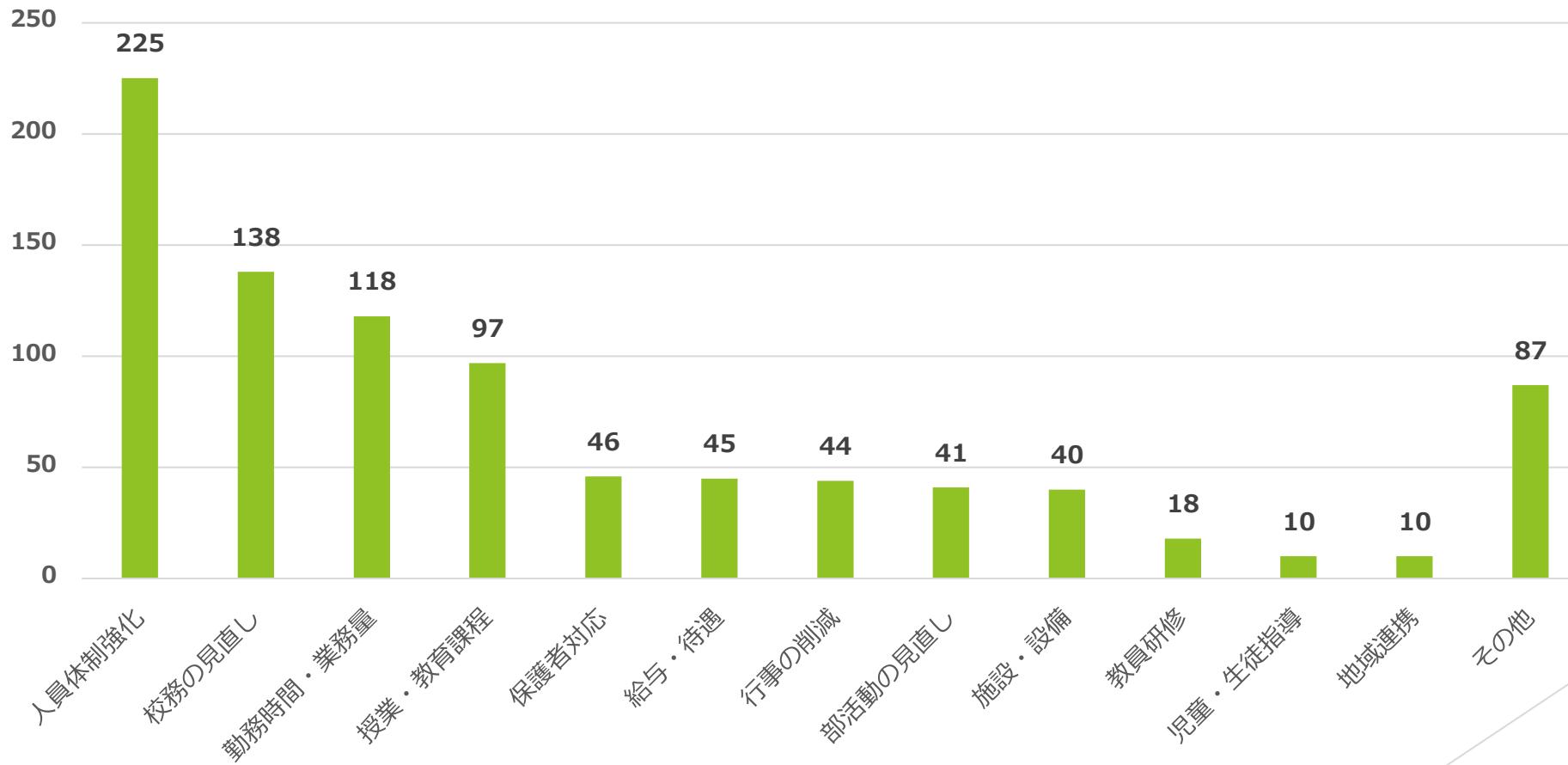
「多忙感」や「負担感」を感じる主な業務

	小学校 (%)	中学校 (%)
成績処理(通知表、調査書等)	51.4%	45.7%
学校行事の準備	42.0%	36.1%
保護者対応	41.8%	35.7%
校務分掌や学年の事務	38.4%	34.1%
授業準備・教材研究	30.1%	33.7%
研修・校内研究	27.3%	31.1%
教育委員会からの調査、アンケート	23.1%	26.5%
私費会計・学校徴収金事務	22.6%	23.3%
授業・学級経営	22.4%	21.3%
学校行事	19.3%	17.2%
テストの作成・採点	13.6%	16.1%
児童生徒の生活指導	13.5%	13.0%
世小研・世中研の業務	11.8%	12.0%
他の教員の支援・人材育成	10.7%	10.9%
ICT関連の業務	8.8%	6.3%
学校管理・教員指導	7.1%	5.7%
登下校の指導	5.6%	4.6%
地域との打合せ	4.7%	2.6%
PTAとの打合せ	2.6%	2.6%
その他	0.5%	1.7%
部活動指導	—	0.4%

1 教員の働き方の背景

(2) ②教員アンケート：自由意見

- ▶ 自由意見欄に記載された意見を大まかに分類すると以下の通りとなった（合計634件）。



注：1人で複数意見を記載している場合は該当項目に複数計上しているため、総計は全体数に一致しない。

1 教員の働き方の背景

(2) ②教員アンケート：自由意見（※一部抜粋）

○人員体制強化に関する意見

▶ **子どもと向き合う時間や授業準備の時間確保のための人員体制強化や、それに伴う事務のサポートを求める意見などが多く見られた。**

- ✓ 代替が見つからないなどで、欠員を抱えている学校が多く、どこの学校も疲弊しているように思います。本来、最も大切にすべき、子どもとじっくり向き合う時間、授業の充実に時間を割けない今の状況は危機的で、このままでは学校はどうなってしまうのだろうと不安が大きくなるばかりです。
- ✓ 教員の数を増やすことと、教員でなくてもできる仕事は他の人にやってもらう（教員の仕事を減らす）ことができなければ、働き方改革はなかなか進まない。スクールサポートスタッフの方はよくやってくれてありがとうございます。学納金関係、出張旅費関係の事務的なことは教員でなくてもできる。
- ✓ 働き方改革において、人を増やすのはありがたいが、その任用や諸々の事務手続きが増えることは、更に副校長業務を圧迫します。そういうことも含めて、基本的に副校長へのサポートが足りていないと感じています。副校長業務支援員はすぐにでもつけるべきだと思います。
- ✓ 学級数の少ない学校は、教員が少ない。でも、業務は変わらないので、1人が受け持つ担当者業務が増える。教員数が増えないと勤務時間は超過する。支援員が増えて、できる業務が限られるので教員数を増やして欲しい。

1 教員の働き方の背景

(2) ②教員アンケート：自由意見（※一部抜粋）

○校務の見直し、勤務時間・業務量に関する意見

▶ **学校徴収金などの事務を教員の担当から外すことを求める意見や、会議や行事等の実施方法の工夫により負担軽減を求める意見などが多く見られた。**

- ✓ 教員が、授業や生徒対応といった、本来すべきことに注力できる環境にして欲しいです。基本的に、私たちがやるべきでない仕事が多すぎます。
- ✓ 教員は児童生徒に直接関係があるものに携わり、会計や学籍関係（転出入、教科書事務）、給食の食数などは他の方にやっていただくなどした方が良い。
- ✓ 給食事務、教材費事務については、教員が現金を扱わなくなったものの、金融機関への入力がとても大変な作業で、そのために休日に出勤することもあります。その事務作業をしてくださる方を配置してください。また、人材を配置いただくことになつても、その人材を各学校で探さなくてはならないことがとても負担です。人を探すために膨大な時間を費やしており、本末転倒です。
- ✓ 私費会計の処理が非常に負担の大きい分掌であるのに、担当の授業軽減等が設定されていない。
- ✓ 会議も含む持ち授業時数の上限を設定してほしい。
- ✓ 行事の負担が大きいため、行事を減らすか規模の縮小をしてほしい。
- ✓ 体育館やグランド等を外部に貸し出すことが多いのだが、本当にその事務負担が大きい。時間に関係なく訪問も多い。放課後、休日の学校の貸し出しについては、外部にお願いしたい。

1 教員の働き方の背景

(2) ②教員アンケート：自由意見（※一部抜粋）

○授業・教育課程に関する意見

▶ **授業時数や土曜授業・教科日本語の見直しに関する意見などが多く見られた。**

- ✓ とにかく授業時数が多すぎて、研究や能力開発に身が入らず生産性が下がっていると思います。授業を担える人材の採用や授業時数の削減を検討していくべきだと考えます。
- ✓ 教科「日本語」は、国語と重なる部分も多く、1教科分多く教材研究・授業準備が必要になるから必要とは感じない。
- ✓ 教員の授業時間持ち時数から考えなければならないと思う。教員を増やし、1人の授業持ち時数を減らさないことには、生徒対応、保護者対応、分掌業務ができない。
- ✓ 児童の学校にいる滞在時間を短くする。学習指導要領に記載のない活動を大幅に削減する（集会・掃除・朝の会・帰りの会）時数に入らない、クラブ、委員会を必要最低限時数にする。
- ✓ 教員（管理職を含む）がゆとりをもって業務にあたるための方策を打ち出していただきたい。土曜授業の見直しはもとより、地域とのかかわり等も昨今の流れを機に見直すことで、学校の在り方を新たに作り出していくことが必要だと考える。主体的な学び等、区主導で新たな機軸を打ち出すのであれば、反対に既存の取組を慣例等にとらわれず廃止することも区の主導で行っていただきたい。

2 プランの策定

(1) これまでの区教育委員会の取組み

- ▶ 区はこれまで、教員が十分な教材研究や授業改善等を行うことができ、子どもたちとしっかりと向き合える時間を確保できるよう、以下のような教育DXの推進や学校現場を支援する人員の配置等、様々な取組みにより、学校における働き方改革に取り組んできた。

【これまでの主な取組み事例(1/2)】

○ 教職員等を対象とした夏季休業期間中の学校休業日の設定

夏季休業期間中の休暇等取得推奨期間を設定し、休暇推奨期間においては、全教職員は業務に差し支えない限り、休暇の取得等により勤務を行わないように努めている。

○ 「世田谷区立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」の策定

○ 学校等における教育職員の出退勤の把握

令和2年4月に「世田谷区立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定し、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間について上限時間の原則を設定している。

○ 教育DXの推進

全区立小・中学校の児童・生徒及び教員用にタブレット型情報端末の配備を行い、学校や児童・生徒の状況に合わせたICTを活用した取組みを進めてきた。

○ スクール・サポート・スタッフの配置

教員が行っている資料の作成や印刷、授業の準備などを補助するスタッフを区立小・中学校全校(90校)に配置した。

○ 副校長補佐の配置

副校長が行っている服務管理や講師等の手配、調査報告への対応などを補助するスタッフを配置した。

2 プランの策定

(1) これまでの区教育委員会の取組み

【これまでの主な取組み事例(2/2)】

○ 部活動支援員制度の活用

区立中学校の部活動指導にあたり、保護者・地域の方々などに部活動指導にご協力いただき、継続的・安定的な部活動の推進に取り組んでいる。

○ 電話応対における音声案内の対応

区立小・中学校の授業日の夕方以降及び土曜日・日曜日・祝日等において電話機に音声案内を設定した。

○ 中学校への採点支援システムの導入(令和6年度より)

大量の解答データを高速かつ正確に処理することができる採点支援システムの導入により、教員の採点業務時間及び負担の軽減や採点結果を返却するまでの時間のさらなる短縮を目指す。

○ 庁内メール送信に関するルール等の改善

教育委員会事務局から学校へ調査等のメールを送付する際、学校がメールを処理しやすいようルールを統一した。

○ 在宅勤務の取り扱いの整理(令和6年7月より)

教職員のワークライフバランスに応じた多様な働き方を実現するため、在宅勤務を認めうる場合について整理した。

2 プランの策定

(2) モデル校等における取組み

- ▶ これまでの取組みに加え、学校現場における改善の取組みを更に加速するとともに、現場の現状を踏まえた、実行可能で効果のあるプランを策定するため、令和6年度に文部科学省の「学校における働き方改革の推進に関する調査研究」事業の実証校（モデル校）として6校（桜丘中、船橋希望中、桜丘小、城山小、中丸小、九品仏小）を指定し、各校における試行的な取組みを全校に展開し、各学校における自主的・自律的な改善の仕組みづくりを推進している。

○ 文部科学省の「学校における働き方改革の推進に関する調査研究」事業
モデル校へのヒアリング(令和6年5~6月)

モデル校6校を訪問し、働き方改革に関する各学校の自律的な取組み方針等の確認や、本プラン作成に向けての意見交換を行った。

＜各モデル校の取組み事例＞

- ・夏季休業中の勤務時間の選択制
- ・特定の曜日を1コマ40分授業日に設定
- ・極力4時間授業にして、余剰授業を削減
- ・学年だよりを廃止し、学校だよりに一元化
- ・配布物はすぐるに統一
- ・新小1は仮の学級編制でスタート
- ・運動会の朝練習を廃止
- ・夏季休暇中の水泳の廃止

＜各モデル校の課題等＞

- ・学びの質の向上ではなく、業務を減らすということばかりに目が行ってしまっている
- ・私費会計(学校徴収金)の負担が大きい
- ・研修が多く、OJTを行う時間が取れない
- ・パソコンのネットワークが分断されていることで支障を感じる
- ・通知表の所見欄の廃止はメリットとデメリットがある

○ モデル校における情報交換会

(令和6年9月6日)

実証校(モデル校)間の連携を強化するため、実証校の働き方改革の推進役の教員等を対象として情報交換会をオンラインで実施し、各校における先進的な取組みの共有を図った。

○ 全校推進役研修会(令和6年11月8日)

モデル校の取組みや全国の先進事例を共有し、各校の推進役が自校で実施する働き方改革の施策について具体的なイメージを得ること、実証校に全体リード役としてのマインドを持つもらうことを狙いとして研修会を実施する。

2 プランの策定

(2) モデル校等における取組み

○ 子どもたちの意見を聞くワークショップの実施

モデル校(桜丘小・桜丘中)の児童・生徒を対象に、教員の働き方について理解を深めてもらうとともに、教員を応援するためのアイデアなどを出し合うワークショップを実施した。子どもの目線で「必ずしも教員によらなくてもいいこと」「教員でないといけないこと」「そのための時間をどう作るか」などを話し合い、出た意見等について整理し、プラン作成の参考とした。

<ワークショップ概要>

- ・ テーマ 「先生の毎日ってどんな感じ？先生も自分たちも居心地良く過ごせるアイディアを考えよう」
- ・ 日 時 令和6年10月28日(月) 15:50~16:45
- ・ 場 所 桜丘小学校
- ・ 参加人数 桜丘小学校児童 6名／桜丘中学校生徒 16名
- ・ 内 容
 - ① 導入 先生の一dayを紹介
 - ② ワーク 先生じゃなきゃいけないこと。
それをしてもらうための余白を作る方法を考える
 - ③ 発表 先生への提案
 - ④ まとめ



- ▶ その他の区内の小学校においても、例えば全学級において自由進度学習を念頭に置いた授業づくりに取り組むなど、一部の学校では自主的・自発的な発想による新たな取組みが進んでいる。

ワークショップで出た意見

～先生の余白を作るためのアイディア～

教育委員会や各学校で取り組むこと

- ・ 授業を5時間に減らす
- ・ 40分授業にする
- ・ テストの数を減らす
- ・ 宿題をなくす
- ・ 朝学活をなくす・帰りの会をなくす
- ・ 土曜授業をなくす
- ・ 教科「日本語」をなくす
- ・ 講師の人に授業を任せる
- ・ 休みの日の部活は先生ではなく別の人を呼ぶ
- ・ 給食を生徒に任せ職員室で食べる
- ・ AIでテストを作り、採点する

検討の上、
本プランの
基本的な
考え方
一部を反映

自分たち(児童・生徒)でもできること

- ・ クラスマイトをお互いに注意する
- ・ 自習を増やす
- ・ 掃除をしっかりする(ロボットで掃除する)

2 プランの策定

(3) プラン策定の必要性及び現状の課題

- ▶ これまで見てきたように、学校現場において教員不足が続く中、授業だけでなく、その準備や様々な校務、更には保護者への対応など教員が関わる業務は多岐に渡ることから、**正規の勤務時間を超えて勤務することが常態化**している。
- ▶ こうした「重い業務負荷の常態化」が「超過勤務の常態化」を招いており、その結果「児童生徒に向き合う時間等の不足」を招いているだけでなく、「病気休暇・退職による欠員数の増加」等も招いており、それらが更なる「重い業務負荷の常態化」を招く、という**「業務負荷の増加のサイクル」が生じてしまっている。**

業務負荷の増加のサイクル

学校現場の状況

- 重い業務負荷の常態化**
 - 教員の若年化傾向**
- ・授業準備 ・成績処理
 - ・学校行事の準備 ・保護者対応
 - ・支援が必要な児童・生徒への対応
 - ・校務分掌や学年の事務
 - ・部活動対応
 - ・その他指導と直接関係ない事務等

超過勤務の常態化

- 病気休暇・退職等による
欠員数の増加及び
これを補う制度の機能不全

児童生徒に向き合う時間・
教育の質の向上のための
時間の不足

管理職・ミドルリーダー
教員の負担増加

時間外・土日の勤務の増加

教員採用を取り巻く状況

- 教員採用候補者選考
受験者数の低下
- 採用倍率低下

教員になること
への意欲低下

2 プランの策定

(3) プラン策定の必要性及び現状の課題

- ▶ 教員の採用倍率も低くなっている中、次の世代を担う子どもたちの教育の充実を図るには、このような環境を変革させ、学校現場をより働きやすい環境にしていくことで、**教育現場を担う若者たちへ教員という職の魅力や働きがいを訴求する新たな環境づくりを実現するとともに、ひいては、それが教育の質の向上及び持続可能な学校運営につながるようにしていく必要がある。**
- ▶ こうした状況を受け、教育委員会として**「学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン」を策定**し、教員がその専門性を十分に発揮し、授業準備や子どもと向き合うための時間を確保できるようにするために、**学校・教育委員会双方で具体的な取組みを定めることとした。**

2 プランの策定

(4) プランの位置づけ及び計画期間

▶ 位置づけ

「学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン」策定は、上位計画である世田谷区教育振興基本計画において定められた取組み項目「学校への支援と働き方改革」において、「学校への支援体制の強化」の重点取組みとして掲げられている。本プランはその趣旨に沿って、学校における働き方改革の考え方や具体的な取組み計画を示す。なお、特に教員の負担感が高い、学校現場から見て「現場が変わっていく」と実感できる取組みを「緊急対策プラン」として取りまとめ、令和7年度より優先的に取り組む。



▶ 計画期間

計画期間は4年間とし、令和7年度から令和9年度までの3年間を集中取組み期間、令和10年度を検証期間とする。全項目の実施は令和9年度、令和7・8年度はモデル実施とする。その後、令和10年度に3年間の取組みの結果と課題を分析し、更なる改善を図る。

3 プランの基本的な考え方

(1) 現状の課題を踏まえた考え方

- ▶ 現状の課題から見えてきた **「業務負荷の増加のサイクル」から抜け出す**ため、教員の事務等の負担を軽減させるとともに、教育の質の向上に効果があり、かつ学級運営の負担を軽減する人的支援を行い、地域の中の学校として運営していくことができる取組みを同時に実施していくため、**以下の7つの基本的な考え方をとりまとめた。**

7つの基本的な考え方

- | | |
|----------------------|------------------------------------|
| 1 各学校による自主・自律的な改善の推進 | 2 授業準備時間の確保による授業の質の向上と学校・学級経営の支援強化 |
| 3 持続可能な部活動体制の構築 | 4 教員の事務負担軽減 |
| 5 学校経営における管理手法の見直し | 6 学校と地域との強固な協力体制の構築 |
| 7 学校と教育委員会等との連携の強化 | |

3 プランの基本的な考え方

29

(2) 7つの基本的な考え方

1

各学校による自主・自律的な改善の推進

これまで、学校現場では自主的に多くの改善を実施してきているが、引き続き継続的に改善に取り組んでいくことが必要である。そのためには、各学校が自主的に改善に取り組むことができる環境の整備・確保が重要であり、教育委員会として、必要な運営面の支援や指導・助言を行うことができる仕組みの構築を行っていく。

また、各校で取り組んでいる改善の内容や成果を教育委員会として把握し、その内容を各校へ共有する仕組みを整えていく。

2

授業準備時間の確保による授業の質の向上と学校・学級経営の支援強化

令和10年度より、小学校高学年における教科担任制を導入する東京都の取組み方針に合わせ、特に日中に授業準備等の時間が取れない小学校における授業の仕組みを変え、中学校との連携も視野に入れ、小・中ともに授業の質の向上を図っていく。

また、現在行っている授業のあり方を検証し、区として進めている探求的な学びが推進できる体制を整え、区の特徴的な取組みである学びの多様化学校や夜間中学校の質の確保、更に帰国・外国人児童・生徒への取組みの支援を強化していく。

更に、教員の年齢構成が大きく変わる中、区独自教員の採用の本格化も視野に入れ、若手教員への支援を行うとともに、急な休職や退職にも対応できる体制を構築する。また、学校や学級経営を安定的に行っていくため、どのような人的支援が有効かという視点から、現在の会計年度任用職員等の職のあり方を検証し、見直しを行う。

合わせて、近年、複雑・多様化する保護者対応等の困難事例への対応のための体制を強化し、学校からの相談、学校への指導、また、区他所管課との連携が遅滞なくできるよう強化を図っていく。

28

3 プランの基本的な考え方

(2) 7つの基本的な考え方

3

持続可能な部活動体制の構築

中学校における部活動において、生徒が希望するスポーツ・文化活動に参加できる事を前提に、顧問を希望する・希望しないに問わらず、教員が適切に部活動に関わることができ、指導員の確保や運営等について区内団体、大学等と協働し、持続可能な部活動の支援体制を構築していく。

4

教員の事務負担軽減

授業や児童・生徒への時間の確保を最優先とし、学校経営において発生する教員の事務については、必要最小限とする。特に教員の負担感が高い、私費会計や学校徴収金事務、各種調査・アンケートについて、人的な支援の考え方や体制を整理するとともに、新たな仕組み・手法の導入を検討し、実施していく。更に、各システムの連携を進めるなど、学校における各種事務処理のDX化を継続的に進めていく。

3 プランの基本的な考え方

(2) 7つの基本的な考え方

5

学校経営における管理手法の見直し

社会状況が大きく変わる中、地域における学校施設の重要度は非常に高くなっています。今後、学校施設に関して複合化していくことを基本としている。現在、その維持管理において教員が担っている負担を軽減し、地域における学校施設の役割を持続的に果たせる体制を構築していく。

また、区内における児童・生徒や保護者の生活状況を踏まえた学校施設の利用に向けて、利用時間帯について検討し、児童・生徒の安全を前提とした新たな仕組みを構築していく。

6

学校と地域との強固な協力体制の構築

学校は地域づくりの核として機能するものであり、学校経営において地域との協力を双方向のものとするため、これまでの仕組みを現在の地域や学校の状況に合わせて改廃し、より効果的・効率的な制度に見直すとともに、子どもたちを地域全体で育てられる連携協力体制を構築する。

3 プランの基本的な考え方

(2) 7つの基本的な考え方

7

学校と教育委員会等との連携の強化

学校経営を絶えず刷新させ、また、学校に対する全体支援をより効果的なものとするため、教育委員会内における事務の一元化を図るなど、効果的・効率的な組織体制を構築し、教育委員会と区内外の関係団体との連携を進め、学校の状況把握や人的支援、教員のメンタルヘルス対策など、学校への支援の強化を図っていく。

また、学校現場、時に教育課程や学校・学級経営における状況を素早く把握し、対応するため、新たな情報共有の場を設けるなど、連携の強化を図っていく。

3 プランの基本的な考え方

(3) 取組み項目

▶ 以上の基本的な考え方を踏まえ、以下の各項目に取り組んでいく。

基本的な考え方	番号	取組み項目	緊急対策プラン
①各学校による自主・自律的な改善の推進	1-1	モデル校における実践事例を踏まえた自主的・自律的な取組みの推進	A P.39
	2-1	小学校高学年における教科担任制の導入及び学級経営支援教員の配置	B P.40
	2-2	授業のあり方の見直し(土曜授業・教科日本語等)	
	2-3	会計年度任用職員の運用等に関する見直し	
	2-4	子どもたちへの新たな体験学習の推進	
	2-5	配慮を要する児童・生徒への支援の拡充	C P.41
	2-6	帰国・外国人児童・生徒への対応支援	
③持続可能な部活動体制の構築	3-1	部活動の地域連携・地域移行	
	4-1	学校徴収金事務の負担軽減	E P.44
	4-2	校務系・学習系ネットワークの整備	
	4-3	就学システムと校務システムのデータ連携	
	4-4	連合行事、移動教室その他の校外学習の見直し	
	4-5	学校へ送付される周知文書等についての見直し	
④教員の事務負担軽減	4-6	児童・生徒及び保護者対応に関する支援体制の強化	D P.43
	4-7	文書管理システムの事務負担への対応	F P.45
	4-8	幼稚園の副園長等の事務負担軽減	
	4-9	副校長の事務負担軽減	
	4-10	指導補助員等配置の拡充	
	4-11	教員のICT活用支援	
⑤学校経営における管理手法の見直し	5-1	放課後等の学校図書館の開放	
	5-2	小学校の開門時間の繰上げ	
	5-3	子ども見守りアプリの環境整備	
⑥学校と地域との強固な協力体制の構築	6-1	学校と地域を結ぶコーディネーター役の機能の拡充・学校運営委員会の再編	G P.46
	6-2	まちの学びの拠点に向けた取組み	
⑦学校と教育委員会等との連携の強化	7-1	教職員のメンタルヘルス対策の充実	
	7-2	学校保健業務サポートの拡充	
	7-3	適正な事務執行(法令遵守含む)の支援	

3 プランの基本的な考え方

(3) 取組み項目

番号	取組み項目名	内容	所管部
【基本的な考え方①】各学校による自主・自律的な改善の推進			
1-1	モデル校における実践事例を踏まえた自主的・自律的な取組みの推進 ※緊急対策プランA	モデル校のうち、伴走支援校に指定した学校の働き方改革の取組みの伴走支援・調査・分析を行い、更なる取組みの推進に繋げていく。また、全校における自律的・自発的な働き方改革の取組みを教育委員会として把握し、先進事例等を全校に共有するための仕組みを構築し、研修や優良事例を全校に展開するための情報共有を行う。	学校教育部
【基本的な考え方②】授業準備時間の確保による授業の質の向上と学校・学級経営の支援強化			
2-1	小学校高学年における教科担任制の導入及び学級経営支援教員の配置 ※緊急対策プランB	令和10年度から小学校高学年において教科担任制に移行する都の施策と連動し、モデル校において先行して「学級経営支援教員」を配置することにより、教科担任制を導入する。教員の各教科における専門性を高めるための時間を確保し、各教科の授業の質を高めるとともに、その効果と手法を対象学年だけでなく、全校に行き渡らせる。 また、若年化が急速に進んでいる学校現場への支援として、小学校のブロックごとに配置先の学校を固定しない教員を学級経営支援教員として配置し、教育委員会の指示のもと若手教員の支援を行うとともに、急な休職や退職に対応できる体制を構築する。 更に、三宿中学校夜間学級に学級経営支援教員を配置し、現状教員が行っている外国籍や帰国子女の教科以外の生活面での指導を行ったり、他の教員への指導助言を行うことにより、指導の充実と教員の負担軽減を図る。	学校教育部
2-2	授業のあり方の見直し(土曜授業・教科日本語等)	地域との関係性と教員の働き方の見直しの観点から、学校行事や学校公開などの土曜授業には振替休業日を設定する。また、教科「日本語」については現場の教員や管理職等の意見を含めた教育課程検討委員会において、よりよい指導方法や学びの質の向上等について、国の学習指導要領改訂の流れを注視しながら、今後のあり方を検討する。	学校教育部
2-3	会計年度任用職員の運用等に関する見直し	教育委員会が任用している会計年度任用職員のうち、教員の業務支援を行っている職員を総点検するとともに、運用等に関する見直しを行うことにより、学校における事務負担を軽減するとともに、効率的・効果的な人員配置を行う。	学校教育部、教育政策・生涯学習部、教育総合センター
2-4	子どもたちへの新たな体験学習の推進	目的が類似する講座のSTEAM教育事業への移行や、相互連携等について検討し、STEAM教育事業の委託契約が切替えとなる令和8年度以降の体制を体系的に整理する。 また、各児童・生徒の環境による体験格差の減少という視点も重視し、あり方を検討する。	学校教育部、教育総合センター
2-5	配慮を要する児童・生徒への支援の拡充 ※緊急対策プランC	配慮を要する児童・生徒が増加するなか、専門家等を学校に派遣し、校内委員会の組織力強化を支援しつつ、インクルーシブ教育支援員その他の支援の拡充により、現場と教育委員会が一体となった支援体制の構築に向けて取組みを進める。	教育総合センター、学校教育部

3 プランの基本的な考え方

番号	取組み項目名	内容	所管部
【基本的な考え方②】授業準備時間による授業の質の向上と学校・学級経営の支援強化			
2-6	帰国・外国人児童・生徒への対応支援	日本語が不自由な帰国・外国人児童・生徒の指導を拡充するため、保護者への通訳派遣、日本語指導補助員を在籍校に派遣して集中的に日本語の個別指導にあたる初期指導とともに、帰国・外国人教育相談室の規模や機能を拡充する。	学校教育部
【基本的な考え方③】持続可能な部活動体制の構築			
3-1	部活動の地域連携・地域移行	教員の負担軽減を十分考慮した上で、生徒が希望する部活動を実施できるよう、持続可能な体制を構築していくための取り組みを、令和7年度より順次実施していく。また、現在の制度のもとで、部活動の顧問を希望する教員も希望しない教員も、部活動における負担を軽減できるよう、世田谷区スポーツ振興財団との協働により具体的な仕組みを構築とともに、事務の効率化を図っていく。	学校教育部
【基本的な考え方④】教員の事務負担軽減			
4-1	学校徴収金事務の負担軽減 <u>※緊急対策プランE</u>	各学校における教材費や校外学習参加費等の学校徴収金(私費会計)事務に教員が関わっており、かねてより校長会や教職員組合などから、教員の負担軽減、現金取り扱いの廃止等を求める要望が出ている。金銭取り扱いの安全性の確保に留意しながら、教職員の負担を軽減できる仕組み・手法を導入する。	学校教育部
4-2	校務系・学習系ネットワークの整備	校務系、学習系それぞれのネットワークを整備し、それぞれに存在していた児童・生徒の学びに関する情報をデータ連携に伴いクラウド上のデータベースに集約していく。それらの情報を一元管理し、個々の児童・生徒の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、効率的な成績処理等を行うなど、さらなるデータ活用を通して教員の事務負担軽減、働き方改革等の取組みを推進していく。	教育総合センター
4-3	就学システムと校務システムのデータ連携	国のシステム標準化による就学システムの更改に伴い、令和5年度から導入された統合型校務支援システム(C4th)との連携など、就学事務の運用手法を検討し、各学校との情報連携の改善及び事務軽減を図る。	学校教育部、教育総合センター
4-4	連合行事、移動教室その他の校外学習の見直し	連合行事、移動教室その他の校外学習について、行事等の意義や目的を考慮したうえで、教員の負担軽減の観点から実施手法等の見直しができるものについては見直しを行う。 連合行事等の実施にあたり、教育委員会事務局等に提出が必要となる書類の削減・簡素化・電子化等に取り組む。またバスの確保が難しくなっている状況を踏まえ、行事等を円滑に実施できるよう取り組む。	学校教育部、教育総合センター
4-5	学校へ送付される周知文書等についての見直し	学校へ児童・生徒や保護者への周知を目的として送付されてくる配布依頼物(紙の周知文書・チラシ等)について、区が配布するものは極力電子化した上で、区ホームページへの掲載及び周知を行うことにより、学校へ配布依頼される紙の文書量を減少させ、学校における仕分け・配布作業の負担を軽減する。	学校教育部、教育政策・生涯学習部、教育総合センター

3 プランの基本的な考え方

番号	取組み項目名	内容	所管部
【基本的な考え方④】教員の事務負担軽減			
4-6	児童・生徒及び保護者対応に関する支援体制の強化 <u>※緊急対策プランD</u>	児童、生徒のいじめや学校での問題行動に関する対応困難事例に関し、その対応方針や保護者や本人への対応について、心理士や校長経験者、弁護士等専門家による多角的な視点から検討し、学校に指導・助言するとともに、保護者への対応を行う。また、増加している事例件数に遅滞なく対応できるよう、支援チームの質的、量的な拡充を図っていく。	学校教育部
4-7	文書管理システムの事務負担への対応 <u>※緊急対策プランF</u>	文書管理システムについて、教職員への研修が不足していることから、新たに担当となる教職員の負担を軽減するため、実践的な研修の充実とサポート体制の強化を行う。	教育政策・生涯学習部、学校教育部
4-8	幼稚園の副園長等の事務負担軽減	幼稚園・認定こども園事務補助(会計年度任用職員)の職務内容を明確化・標準化することにより、幼稚園教育職員が担っていた事務作業を依頼しやすくし、事務負担軽減を図る。	教育総合センター
4-9	副校長の事務負担軽減	昇任2年目までの副校長在籍校に副校長補佐を配置し、副校長の業務を支援することにより、副校長が本来業務に集中できるようにする。	学校教育部
4-10	指導補助員等配置の拡充	指導補助員の配置について水泳指導補助員および理科支援員を小学校に加えて中学校にも配置し、指導人数や学習場面に合わせた監視体制を整えることで、安全性を高めるとともに、教員の負担軽減を図る。	学校教育部
4-11	教員のICT活用支援	ICT活用支援員の配置を拡充することにより、ICTを活用した教育を推進するとともに、ICTを活用した授業の提案や授業準備の支援、機器のメンテナンス等を通じた教員の負担軽減を図る。	教育総合センター
【基本的な考え方⑤】学校経営における管理手法の見直し			
5-1	放課後等の学校図書館の開放	学校図書館について、子どもたちの学習ができる場として、学校開放の対象とし、安全面や管理面の条件が整った学校から自校の生徒を対象とし、順次開放していく。	学校教育部、教育政策・生涯学習部
5-2	小学校の開門時間の繰上げ	朝の小学校の開門時間の繰上げについて、共働き世帯において出勤時間の早い保護者の対応とし、教員に負担をかけることなく、開門作業や見守り、朝の学校での居場所について検討する。	学校教育部
5-3	子ども見守りアプリの環境整備	教育委員会として、保護者が登下校時刻を把握できるよう、各学校に子ども見守りアプリ等のIC読み取り機器を整備し、保護者の希望により、自己負担を原則として、サービスが利用できるようにしていく。	学校教育部、教育政策・生涯学習課

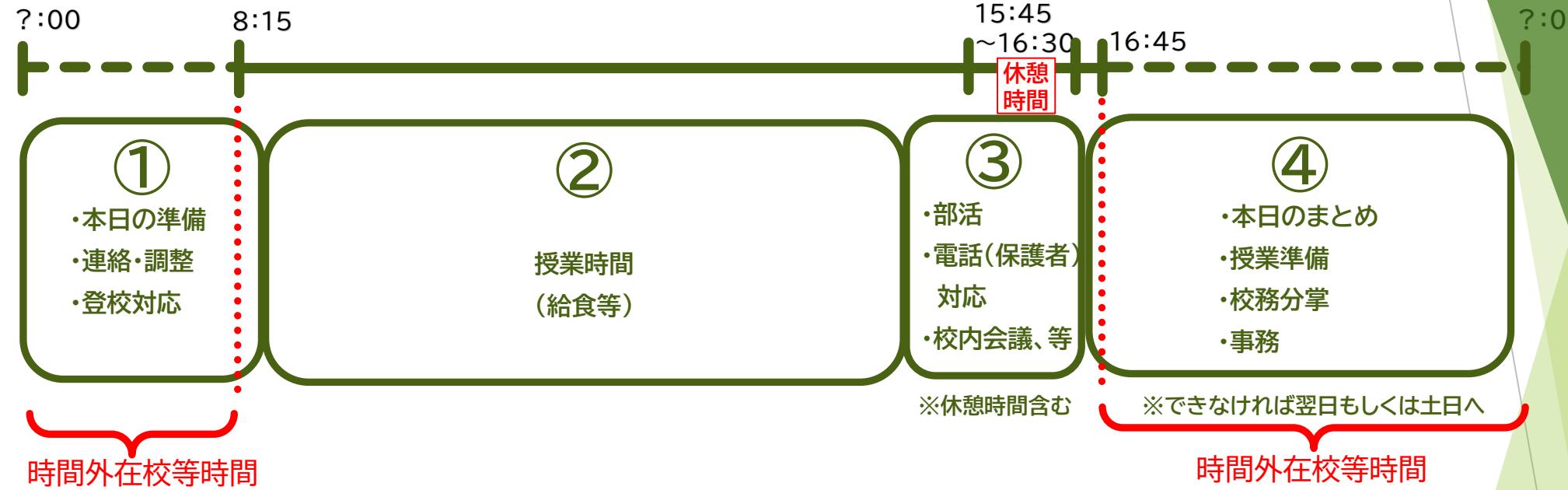
3 プランの基本的な考え方

番号	取組み項目名	内容	所管部
【基本的な考え方⑥】学校と地域との強固な協力体制の構築			
6-1	学校と地域を結ぶコーディネーター役の機能の拡充・学校運営委員会の再編 ※緊急対策プランG	<p>学校と地域との関係をより強固にするため、「学校運営委員会」「学校支援地域本部」「学校協議会」の学校を地域で支える3つのしくみを、より有効化するためにあり方を見直し、特に学校協議会について、制度の縮小、または廃止、統合等を行う方向で検討する。</p> <p>また、各校の地域学校協働活動の総合的な調整役を担う「学校支援コーディネーター」について、報償費の拡充により、地域との連携に時間をかけられるようにし、学習や活動の支援のコーディネート機能等を充実させる。</p>	学校教育部
6-2	まちの学びの拠点に向けた取組み	子ども一人ひとりのための多様な学びを推進するとともに、学びを支える各主体との連携をさらに強め、子どもの可能性を伸ばす学校外の教育環境の整備が課題となっている。「子どもが生き抜く勇気と自信をつけられるまち」となるようまち全体を学びの場と捉え、各小中学校や学び舎と地域リソースとの連携を推進し、子どもたちの多様な学びを支援する、様々な主体による環境づくりを進める。	教育総合センター
【基本的な考え方⑦】学校と教育委員会等との連携の強化			
7-1	教職員のメンタルヘルス対策の充実	教職員が心身ともに健康で教育に携わることができるように、新規採用教職員及び管理職に対しメンタルヘルス研修を実施し、自らのメンタルの状態を把握し、対策を講じられるよう働きかける。併せて、休職等に追い込まれる前に、メンタルヘルスを専門に扱う機関と連携を図り、相談体制の充実を図る。	学校教育部
7-2	学校保健業務サポートの拡充	学校保健業務サポートの人数を増やし、学校保健にかかる各種健康診断結果の入力、健康診断の準備等の事務を担ってもらうことで、養護教諭の事務負担軽減を図るとともに児童・生徒と関わる時間を拡充する。	教育政策・生涯学習部
7-3	適正な事務執行(法令遵守含む)の支援	不適切な就学事務や学校事務に関する適正な事務執行を支援することで、教職員の対応時間を削減する。	学校教育部

4 緊急対策プラン

(1) 緊急対策プランの考え方

- ▶ 「7つの基本的な考え方」に基づき取り組んでいくためには、教員の負担感が高い取組みを、以下の各時間帯において、教育委員会が主体となって、改善・支援する必要がある。



①開門時間の繰り上げ等の保護者からのニーズや、授業準備や前日の仕事の残りへの対応などもあり、朝早く出勤する必要がある。

②勤務時間内は授業時間、休み時間は採点や給食指導、子どもと向き合う時間で一杯であり、作業等の自分のための時間を確保することが困難となっている。

③様々な校内会議や研修、保護者対応、中学校では部活動における指導など、様々な業務が勤務時間一杯まで入っており、休憩が取りにくい。

④勤務時間の終了後も、授業準備や校務分掌、事務、成績処理等を行うため、遅い時間まで勤務せざるを得ない現状がある。

改善すべきポイント

重い業務負荷の常態化

超過勤務の常態化

児童生徒に向き合う時間等の不足

4 緊急対策プラン

(1) 緊急対策プランの考え方

- 特に教員の「負担感」が高い業務に関して、各時間帯ごとの効果を踏まえ、以下の7つの取組みを「緊急対策プラン」として実施していく。



緊急対策プランの取組み例	期待される効果	関連する「7つの基本的な考え方」
A. モデル校における実践事例を踏まえた自主的・自律的な取組みの推進	教員の時間外在校等時間等の減	(1)各学校による自主・自律的な改善の推進
B. 小学校高学年における教科担任制の導入及び学級経営支援教員の配置	教員一人あたり授業時間数の減	(2)授業準備時間の確保による授業の質の向上と学校・学級経営の支援強化
C. 配慮をする児童・生徒への支援の拡充	学級運営等における支援強化	(2)授業準備時間の確保による授業の質の向上と学校・学級経営の支援強化
D. 児童・生徒及び保護者対応に関する支援体制の強化	対応困難事例等における支援強化	(2)授業準備時間の確保による授業の質の向上と学校・学級経営の支援強化
E. 学校徴収金事務の負担軽減	事務に携わる教員の負担の減	(4)教員の事務負担軽減
F. 文書管理システムの事務負担への対応	事務に携わる教員の負担の減	(4)教員の事務負担軽減
G. 学校と地域を結ぶコーディネーター役の機能の拡充・学校運営委員会の再編	地域との協力関係の強化	(6)学校と地域との強固な協力体制の構築

4 緊急対策プラン

(2) 取組み内容

【緊急対策プランA】

項目番号	1-1	モデル校における実践事例を踏まえた自主的・自律的な取組みの推進	所管部	学校教育部	
目標	区内のすべての小・中学校において、自律的・自発的な教員の働き方改革の取組みが実施されることで、教育の質の向上と持続可能な学校運営の実現を達成する。				
取組み内容	<p>① 伴走支援校における伴走支援・調査・分析 令和7年度において、「緊急対策プラン」におけるモデル校のうち、8校程度の「伴走支援校」を指定し、伴走支援・調査・分析を行うことにより、更なる取組みの推進に繋げていく。</p> <p>② 全校における働き方改革の取組み内容の把握及び体制の構築 全校における自律的・自発的な働き方改革の取組みを教育委員会として把握し、先進事例等を全校に共有するための仕組みを構築する。</p> <p>③ 働き方改革に関する先進事例の共有・研修等の実施 令和6年度に引き続き、学校の管理職や働き方改革の推進役の教員向けの研修を実施し、意識の醸成を図るとともに、②により把握した各校の取組みの中から、先進事例について全校で共有を図る。</p>				
取組みの年次別計画	R6	R7	R8	R9	R10
① 伴走支援校における伴走支援・調査・分析	伴走支援校選定	伴走支援校で 伴走支援・調査・分 析	プランの 更なる推進	プランの 更なる推進	プランの 更なる推進
② 全校における働き方改革の取組み内容の把握 及び体制の構築	調整	取組みの把握・ 情報共有の仕組み の構築	継続実施	継続実施	継続実施
③ 働き方改革に関する先進事例の共有・研修 等の実施	校長・働き方改革 推進役の教員向 けの研修の実施	研修の実施・ 先進事例の共有	研修の実施・ 先進事例の共有	研修の実施・ 先進事例の共有	研修の実施・ 先進事例の共有
目指すべき 効果・成果	伴走支援校における取組みを伴走支援して着実に推進するとともに、その状況を調査・分析し、その他の各校が自校の状況にあわせて取り入れ、実践できることにより、各校における時間外在校等時間の削減や教員の年次有給休暇の取得の増加などの具体的な成果に繋げる。				39

4 緊急対策プラン

(2) 取組み内容

【緊急対策プランB】

項目番号	2-1 小学校高学年における教科担任制の導入及び学級経営支援教員の配置	所管部	学校教育部	取組み内容	②新人育成及び緊急対応の強化 ・小学校のブロック(全8ブロック)に学級経営支援教員を配置する。 ・夜間中学において経験ある教員を学級経営支援教員として配置する。						
目標	<p>会計年度任用職員として「学級経営支援教員」を採用し、教科担任制の導入及び新人育成・緊急対応の強化を図ることにより、教育の質の向上を図る。</p> <p>①小学校における教科担任制の導入 小学校において教科担任制を導入し、教員が担当する教科数を限定(1教科 + 算数 + 道徳・特別活動・総合的な学習の時間)することで、集中的な教材研究を可能とし、授業の質を高める。</p> <p>②新人育成及び緊急対応の強化 ・小学校のブロックごとに、配置先の学校を固定しない教員を「学級経営支援教員」として配置し、巡回しながら新人育成を担当するとともに、教員の欠員などの緊急時には該当校に配置して担任業務を補佐することにより、安定的かつ持続可能な学級運営を推進する。 ・夜間中学において、教員の人事異動に関わらず、安定的な学級運営を維持できるようにする。</p>			取組みの年次別計画	R6	R7	R8	R9	R10		
				小学校における 教科担任制の導入(区費)		区による 導入 (小規模校・ 大規模校)	区による 拡充 (小規模校・ 大規模校)	継続 (小規模校・ 大規模校)	小規模校 のみ実施		
				(参考)都の加配(都費)による 教科担任制の推進	都指定校 (2校)	都指定校 (3校)	都指定校 (3校)	未定	都による 本格実施		
取組み内容	①小学校における教科担任制の導入 東京都で令和10年度までに12学級以上の学校で教科担任制を実施予定であるが、11学級以下の小規模校では実施されないため、世田谷区独自の取組みとして、先行して小規模校(11学級以下)に学級経営支援教員を加配し、高学年で学年内教科担任制の研究を行うことにより、令和10年度以降に円滑に小規模校においても教科担任制が実施できるように取り組む。 大規模校(1学年5～6学級)においても、教科担任制の導入にあたっては、時間割の編成等に課題があることから、同様に先行して研究する必要があるため、学級経営支援教員を加配して取り組む。			新人育成及び緊急対応の 強化		夜間に 配置 新人育成 等	夜間中(継 続) 新人育成 等(拡充)	夜間中(継 続) 新人育成 等(拡充)	夜間中(継 続) 新人育成 等(拡充)		
				目指す べき 効果・成 果	<p>①小学校における教科担任制の導入 各教員の担当教科数が削減されることにより、教材研究が充実し、児童の授業に対する満足度が高まるとともに、教材研究にかかる負担が軽減し、時間外在校時間が減少する。</p> <p>②新人育成及び緊急対応の強化 ・新人育成の負担軽減(指導担当教員及び副校長)、区の重点的な取組み(探究的な学び、キャリア・未来デザイン教育等)に関する指導の徹底が図られる。 ・急な休職や退職等による学校の欠員を補い、持続可能な学級運営を継続する。 ・夜間中学の安定的な学級運営が維持され、担当教員が特色ある教育を実践できる。</p>						

(2) 取組み内容

【緊急対策プランC】(1/2)

項目番号	2-5	配慮を要する児童・生徒への支援の拡充	所管部 教育総合センター・学校教育部
目標	通常学級における特別な配慮や支援を必要とする児童・生徒に対する人的支援を推進し、子どもたちの学びと育ちの充実と教員負担の軽減を図る。		
取組み内容	<p>現場及び教育委員会の体制を強化し、教員や支援員等の専門性を向上させつつ、人的支援を拡充させ、現場と教育委員会が一体となった支援体制の構築に向けて取組みを進める。</p> <p>(1)教育委員会及び学校の体制強化</p> <p>①「インクルーシブ教育支援チーム」による学校支援の実施(拡充)</p> <p>現行の「特別支援教育巡回グループ」を改め、「インクルーシブ教育支援チーム」を立ち上げて学校支援体制を強化する。小学校ブロック(8ブロック)ごとに支援チーム(教員+心理士)を配置し、小・中学校全校を対象として定期巡回や学校からの要請等による訪問を実施して、配慮が必要な児童・生徒の行動観察やアセスメント、個別支援計画作成の支援のほか、学校生活サポーターの配置調整や、教員向け研修を行う。</p> <p>②「特別支援教育コーディネーター業務代替教員」等の中学校への配置(拡充)</p> <p>小学校の「特別支援教育コーディネーター」については、就学相談業務を兼務で担っていることから、授業や保健室業務を代替する講師や看護師の配置を既に行っているが、中学校においても、校内委員会の企画・運営、有償ボランティアや支援員の調整、個別支援シートの作成・管理等、コーディネーター業務は多岐にわたっていることから、コーディネーターを務める教員の負担を軽減し、当該業務に集中させるため、小学校と同様に代替教員等の配置による人的支援に取り組む。</p>		

取組み内容

③ 指導計画作成システム実証

配慮が必要な児童生徒の行動観察、アセスメントを行うためのシステム導入に向けての実証を行う。

(2) 人的支援の拡充

④ 「インクルーシブ教育支援員A」(現:学校包括支援員)の拡充

通常学級における配慮が必要な児童・生徒への支援として、小・中学校全校に配置している「学校包括支援員」を「インクルーシブ教育支援員A」として名称を改め、現状の体制から、小学校の体制を拡充し、継続的支援ができるよう、効率的な支援体制を構築する。

⑤ 特別支援学校就学相当の児童生徒への「インクルーシブ教育支援員B」による支援(新規)

特別支援学校就学相当の児童生徒が、通常の学級での学習参加支援等を継続的に行うため「インクルーシブ教育支援員B」を配置する。

⑥ 「学校生活サポーター」による学校支援の拡充(通常の学級)

通常の学級において支援を要する児童生徒のうち、個別の見守りや特定の時間等における支援に柔軟に対応できるよう、「学校生活サポーター」(有償ボランティア)による支援を拡充する。

⑦ 「エデュケーション・アシスタント」の新規設置

小学第1学年におけるクラス運営を重要視し、1学年の学級の経営上必要な業務全般の補助等を担う「エデュケーション・アシスタント」を配置する。

(3) 教員の専門性・指導力の向上

⑧ 多様な研修の充実による教員や支援員の専門性・指導力・支援力の向上

障害のあるなしにとどまらず、さまざまな背景や状況の児童・生徒の増加が見込まれることから、職種や職層にあわせた研修を行うことにより教員や支援員の専門性、(教員の)指導力、支援力の向上を図り、学びや支援の質の底上げにつなげていく。

4 緊急対策プラン

(2) 取組み内容

【緊急対策プランC】(2/2)

項目番号	2-5 配慮を要する児童・生徒への支援の拡充	所管部	教育総合センター・学校教育部			
取組みの年次別計画		R6	R7	R8	R9	R10
① 「インクルーシブ教育支援チーム」による学校支援の実施(拡充)	要請訪問・支援	定期巡回・支援	定期巡回・支援	定期巡回・支援	定期巡回・支援	定期巡回・支援
② 「特別支援教育コーディネーター代替講師」等の中学校への配置(新規)	小学校のみ支援	中学校での支援開始	小中での支援継続	小中での支援継続	小中での支援継続	小中での支援継続
③ 指導計画作成システムの実証	検討	実施・検証	実施・検証	実施・検証	実施・検証	実施・検証
④ 「インクルーシブ教育支援員A」(現:学校包括支援員)の拡充	検討	実施・検証	実施・検証	実施・検証	実施・検証	実施・検証
⑤ 特別支援学校就学相当の児童生徒への「インクルーシブ教育支援員B」による支援(新規)	—	該当校での支援	該当校での支援	該当校での支援	該当校での支援	該当校での支援
⑥ 「学校生活サポーター」による学校支援の拡充(通常の学級)	支援実施	支援拡充	拡充支援の継続	拡充支援の継続	拡充支援の継続	拡充支援の継続
⑦ 「エデュケーション・アシスタント」の新規設置	検討	実施・検証	実施・検証	実施・検証	実施・検証	実施・検証
⑧ 多様な研修の充実による教員や支援員の専門性・指導力・支援力の向上	検討	実施・検証	実施・検証	実施・検証	実施・検証	実施・検証
目指すべき効果・成果	各取組みの推進により、児童生徒にとっては安心して学び、育つ環境が整備されるとともに、教員の専門性等の向上を図る。					

4 緊急対策プラン

(2) 取組み内容

【緊急対策プランD】

項目番号	4-6 児童・生徒及び保護者対応に関する支援体制の強化	所管部	学校教育部		
目標	児童、生徒のいじめや学校での問題行動に関する対応困難事例に關し、その対応方針、保護者や本人への対応等について、心理士や校長経験者、弁護士等専門家による多角的な視点から検討し、学校に指導・助言するとともに、保護者への対応を行う。また、増加している事例件数に遅滞なく対応できるよう、支援チームの質的、量的な拡充を図っていく。				
取組み内容	①一部の保護者・地域住民による過度な苦情や不当な要求に対する対応ガイドラインの策定を受けて、その内容について、保護者や地域住民に周知する(毎年度初めに教育委員会より発信)。 ②教育支援チームの弁護士の勤務日数を増やし、学校が相談しやすい体制を整える。				
取組みの年次別計画	R6	R7	R8	R9	R10
不当要求対応ガイドラインの策定・周知	検討・策定	実施	実施	実施	実施
弁護士の勤務日数の増加	週2日勤務	拡充	拡充	拡充	拡充
目指すべき効果・成果	学校の対応力の向上を図るとともに、学校が対応できること・できないことのラインが明確に示されることにより、過剰な苦情や不当な要求を含め、学校、保護者、地域住民からの教育委員会への相談件数が前年度より減少する。				

4 緊急対策プラン

(2) 取組み内容

【緊急対策プランE】

項目番号	4-1 学校徴収金事務の負担軽減	所管部	学校教育部		
目標	各学校における教材費や校外学習参加費等の学校徴収金(私費会計)事務に教員が関わっており、かねてより校長会や教職員組合などから、教員の負担軽減、現金取り扱いの廃止等を求める要望が出ている。金銭取扱いの安全性の確保に留意しながら、教職員の負担を軽減できる仕組み・手法を導入する。				
取組み内容	学校(教職員)の負担軽減を主眼とし、保護者の負担、区財政への影響等も考慮し、徴収金業務にSaaSを活用する。学校を通さずに教材事業者等への支払いができるなど集金関連業務を大幅に削減できる。令和7年度は先行実施校(10校程度)にて、SaaSを活用した徴収金業務を実施し、導入効果を検証する。検証結果を基に、令和8年度以降、区内小・中学校全校にて本格的に実施する。				
取組みの年次別計画	R6	R7	R8	R9	R10
新たな手法の調査・検討及び決定	実施				
新たな手法による事務の試行 (事務処理の整理、マニュアルの作成)	マニュアル 作成	試行実施			
新たな手法による事務の本格実施			実施	実施	実施
目指すべき 効果・成果	①事務作業の負担軽減 ②未納者対応の負担軽減 ③徴収金業務の均一化				

4 緊急対策プラン

(2) 取組み内容

【緊急対策プランF】

項目番号	4-7 文書管理システムの事務負担への対応	所管部	教育政策・生涯学習部／学校教育部		
目標	文書管理システム等による事務処理に関して、教職員への支援体制が十分ではなく、副校長等の過度な負担が生じていることから、研修の実施等により、負担軽減を図る。				
取組み内容	①新任及び区外から転任の副校長・事務職員に対して学校文書管理システムの研修を実施する。 ②学校文書管理システムヘルプデスクの対応時間の見直し				
取組みの年次別計画	R6	R7	R8	R9	R10
学校文書管理システムの操作研修の実施	実施の検討	実施	実施	実施	実施
学校文書管理システムヘルプデスクの対応時間の見直し	見直しの検討	時間延長	時間延長	時間延長	時間延長
目指すべき効果・成果	取組みにより、各学校内で文書管理システムが円滑に使用され、意思決定がスムーズに行われる。				

4 緊急対策プラン

(2) 取組み内容

【緊急対策プランG】

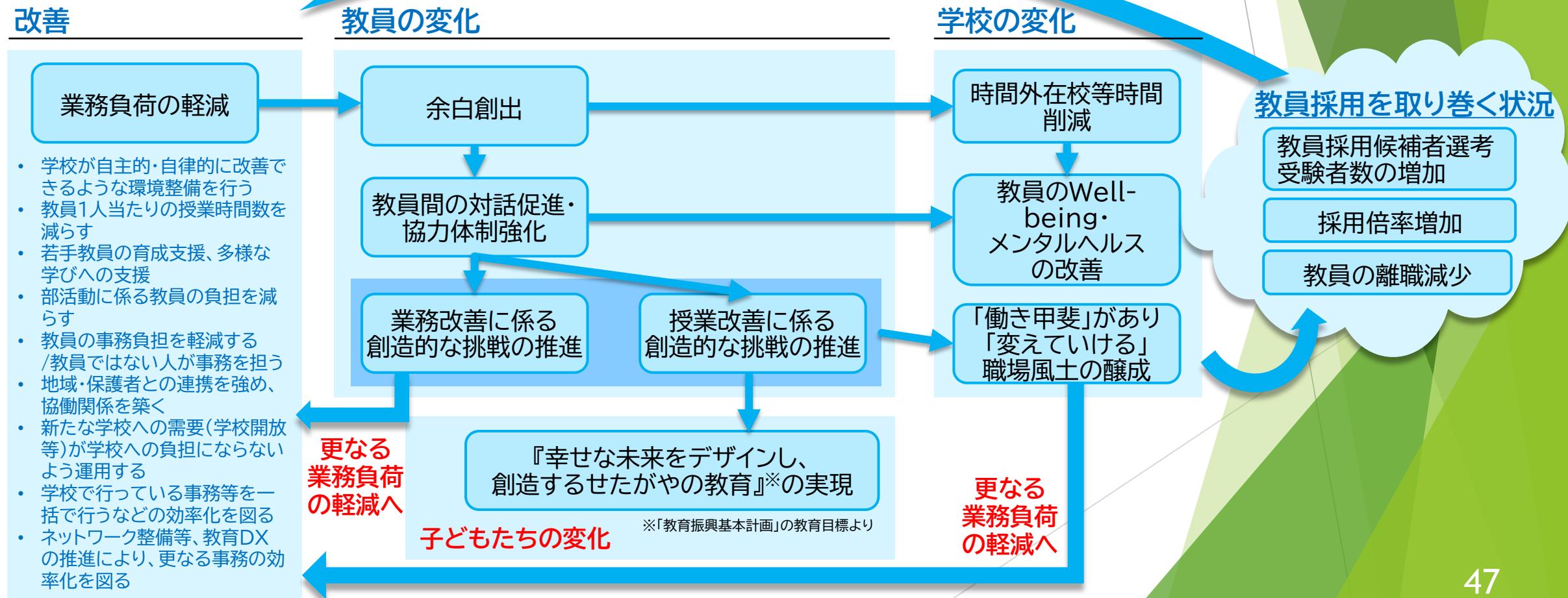
項目番号	6-1 学校と地域を結ぶコーディネーター役の機能の拡充・学校運営委員会の再編	所管部	学校教育部		
目標	【学校運営体制の強化】 ①学校を支える3つの仕組みの整理・統合 「学校運営委員会」「学校評価委員会」「学校協議会」の機能を「学校運営委員会」に整理・統合し、校長の学校運営力の強化を図るとともに、持続可能な地域とともにある学校運営体制を再構築する。 ②学校支援コーディネーターの機能強化 各校の地域学校協働活動の総合的な調整役を担う「学校支援コーディネーター」について、報償費の拡充により、地域との連携に時間をかけられるようにし、学習や活動の支援のコーディネート機能等を充実させる。				
取組み内容	①学校を支える仕組みの整理・統合 ・学校運営委員会の構成委員を学校の実態に応じて設定できるように柔軟化する。 ・学校評価の方法を見直すとともに、学校運営委員会の役割の一つとし、委員会内の担当者が担うこととする。 ・学校協議会を解体し、協議会が担っていた機能を学校運営委員会が担うこととする。 ②学校支援コーディネーターの機能強化 ・報償費を拡充し、教員でなくても担える教育課程内外の具体的な業務内容を検討・実施する。				
取組みの年次別計画	R6	R7	R8	R9	R10
①学校を支える仕組みの整理・統合	要綱等の修正	周知・実施	実施	実施	実施
②学校支援コーディネーターの機能強化	見直しの検討	実施・検証	実施・検証	実施・検証	実施・検証
目指すべき効果・成果	①学校を支える仕組みの整理・統合 実態に即した学校評価を実施することで、学校運営改善が図られるとともに、学校運営支援のための会議が精選され、業務軽減につながる(地域関係者の負担も軽減される)。 ②学校支援コーディネーターの機能強化 地域と協働した活動の外部折衝、学校運営を支える会議の運営、地域関係者との連絡窓口を担うことで、地域連携の中核を担う教員や副校長の業務軽減につながる。また、教員人事に左右されない地域連携活動が可能となる。				

5 プランの目標

(1) 目指す姿

- ▶ 7つの基本的な考え方を基に、緊急対策プランを始めとした様々な取組みを着実に実施することで、「業務負荷の増加サイクル」を開き、「業務負荷軽減のサイクル」の実現を目指す。

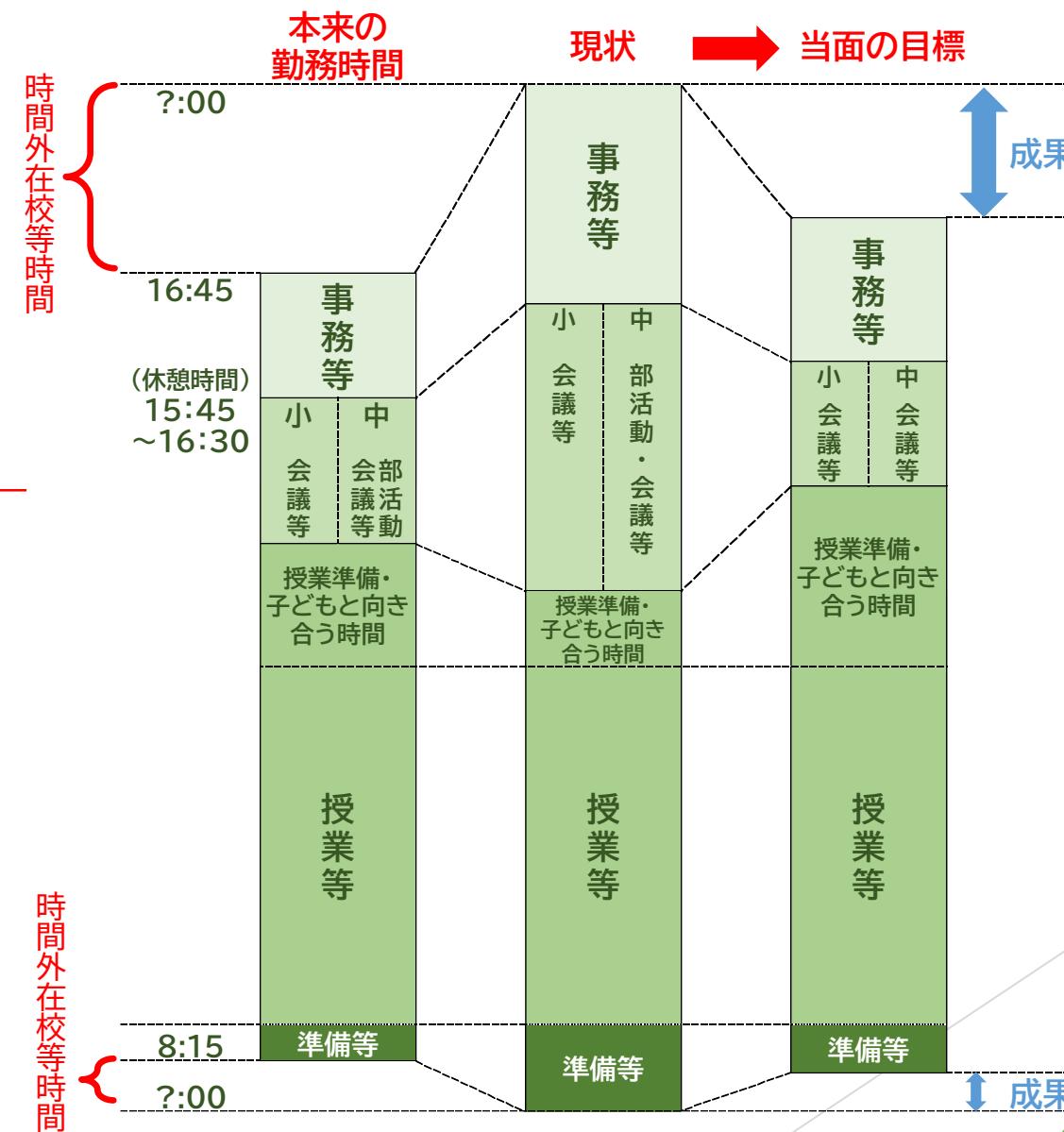
業務負荷軽減のサイクル



5 プランの目標

(1) 目指す姿

- ▶ 取組みを着実に実行することで、各時間帯の働き方改革を推進し、右図のように、現状の「時間外在校等時間」を減少させるとともに、授業準備や子どもと向き合うための時間をしっかりと確保していく。
- ▶ 更に、教員における自主的な教材研究や、授業準備の時間を確保し、授業の質を向上していく。



5 プランの目標

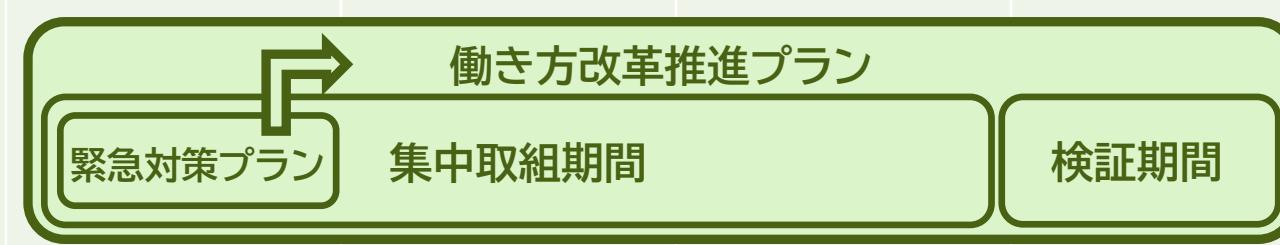
50

(2) 目標数値

- ▶ 計画期間において達成を目指す目標数値としては、その1つを以下通り「時間外在校等時間」とするとともに、複数の目標を設定することで総合的に評価していく。
- ▶ また、計画期間において、令和5年度に行った教員アンケートを再度実施し、各調査項目（「日頃感じる「多忙感」や「負担感」について」など）や年次有給休暇取得日数について、どの程度改善が図られたのかを確認・分析した上で、更なる改善の取組みに繋げていく。

○ 「時間外在校等時間」の目標数値

- ▶ 一月あたりの「時間外在校等時間」の上限時間数の基準を設定し、これを下回る教員の割合を「目標達成率（KPI）」として計画期間内の年度ごとに定め、経年比較を実施する。

年度	現状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
目標達成率(KPI)	令和5年度時点 45時間以下が 小学校 59.20% 中学校 52.50%	45時間以下が <u>70%</u>	45時間以下が <u>85%</u>	45時間以下が <u>100%</u>	
計画			働き方改革推進プラン	集中取組期間	検証期間

49

(参考) 国としての方針

- (1) 「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）（中教審第251号）」
- ▶ 令和6年8月27日の中央審議会答申において、時間外在校等時間に関して以下の方針が打ち出されている。

なお、在校等時間の目標の目安としては、まずは時間外在校等時間が月80時間超の教師をゼロにするということを最優先で目指すべきである。その上で、上限指針では原則として時間外在校等時間の上限が月45時間以内となっていることを踏まえ、全ての教師が月45時間以内となることを目標として、本答申に記載の取組等を一体的に進める必要がある。将来的には、教師の平均の時間外在校等時間を月20時間程度に縮減することを目指し、それ以後も不断の見直しを継続すべきである。

出所)令和6年8月27日中央教育審議会
「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)(中教審第251号)
https://www.mext.go.jp/content/20240827-mxt_zaimu-000037727_01.pdf

(参考) 東京都としての方針

(1) 東京都「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」

- ▶ 東京都では、学校における働き方改革のR8年度に向けたKPIを以下の通り定めている。

	成果指標	現状	目標 (令和8年度)
①時間外在校等時間	i 時間外在校等時間が1か月当たり45時間超の教員（副校長含む）の割合（※1）	小：38.2% 中：49.9%（※2） 高：35.6% 特：25.5%	0 % (※3)
②業務への負担・支援	ii 教職員のストレスチェック「仕事のコントロール」の健康リスクの値	105	100以下
	iii 教職員のストレスチェック「職場の支援」の健康リスクの値	100	100以下
③ライフ・ワーク・バランス	iv 仕事と仕事以外の生活とのバランスについての満足度（満足している教員の割合）	(33.2%) 参考値（※4）	80%以上
	v 教員（管理職等含む）の1年当たり年次有給休暇取得日数	16.4日 (※5)	20日
	vi 男性教員（管理職等含む）の育児休業取得率（※1）	45.5% (※5)	50%以上 (※6)
④仕事に対するやりがい	vii 授業準備の時間が取れていると感じている教員の割合	(12.3%) 参考値（※4）	80%以上
	viii 児童・生徒の悩みや相談に対応する時間が取れていると感じている教員の割合	(18.6%) 参考値（※4）	80%以上
	ix 教員としての仕事そのものについての満足度（満足している教員の割合）	(58.4%) 参考値（※4）	80%以上

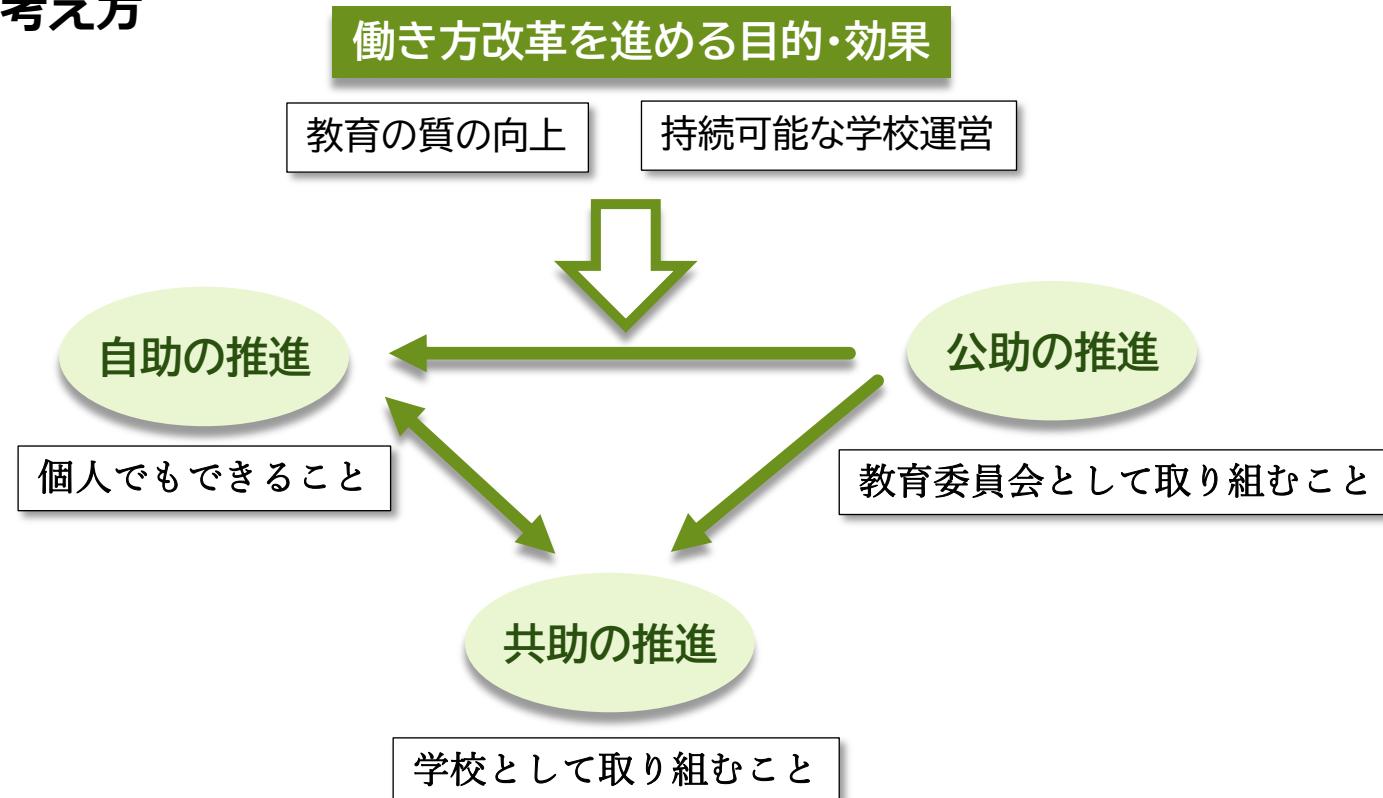
※1 区市町村立学校の教員を含む。

※2 令和5年10月における時間外在校等時間が1か月当たり45時間超の教諭等の割合

※3 令和9年度までの目標

6 プランの推進体制

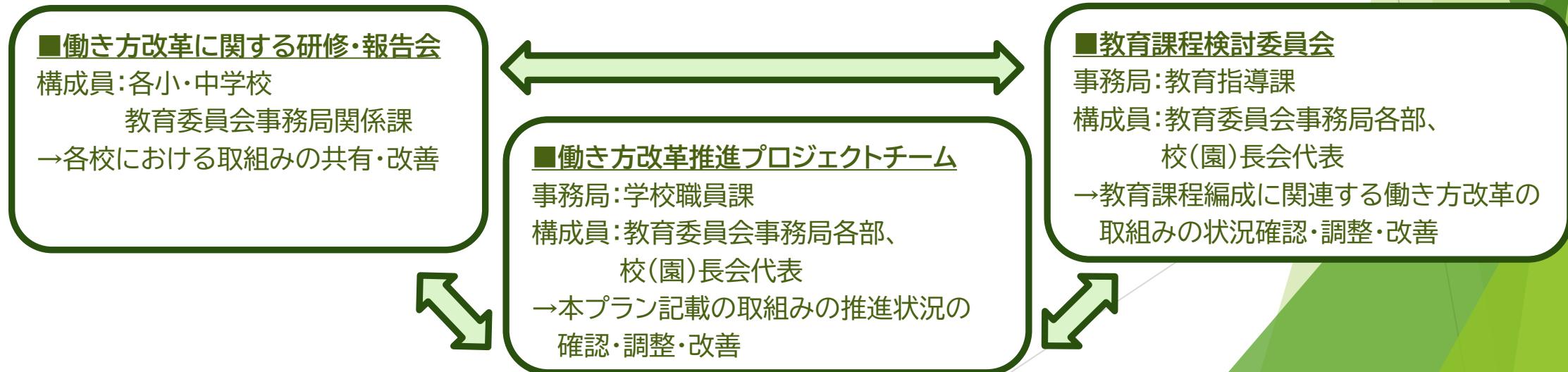
(1) 推進の考え方



- ▶ 働き方改革の推進により、教育の質を高め、持続可能な学校運営につなげるため、
「個人でもできること」「学校として取り組むこと」「教育委員会として取り組むこと」をそれぞれ実施していく**「自助・共助・公助」**に基づき、取り組んでいく。
- ▶ **自助・共助においては、各学校の経営を尊重し、取組みを進め、公助においてはその取組みの個票を作成して計画的に進め**、これらの取組みを合わせ、教育の質を高める働き方改革を進めていく。

6 プランの推進体制

- ▶ 策定後も本プランの取組みを着実に推進するため、引き続き働き方改革推進のプロジェクトチームを設置し、教育委員会全体で取り組んでいく。
- ▶ 各取組みについては、今回作成する取組み個票に記載の年次計画に基づいて着実に進捗しているか、上記プロジェクトチームを中心に確認を行い、必要に応じて調整・改善を行っていく。
- ▶ また、教育目標等の実現に向けた諸課題の検討に向けて設置する世田谷区教育課程検討委員会とも連携し、学校運営体制の強化や教育課程編成に関する見直しなど、働き方改革と共通する取組みについて、合わせて推進していく。
- ▶ 各校における取組みについて、働き方改革に関する研修や報告会を通じてその取組み状況の把握および改善を行うとともに、学校同士の情報交換ができるよう工夫していく。



7 今後の進め方

- ▶ 以上の考え方をもとに、今後、引き続き庁内検討会等での検討を進めるとともに、学校における自律的な働き方改革の取組みについても本プランに反映させていく。
- ▶ 令和7年2月を目途に「学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン（案）」として取りまとめる。

令和7年 2月 文教常任委員会報告（案）

3月 プラン策定